施策と官民データ活用推進基本法 第3章（基本的施策）の各条との関係

別表

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
01-01	○	デジタルファーストの実現に向けた法整備	デジタル手続法に基づく政省令の整備	未設定（令和元年度中に検討）	- 利用者視点の行政サービスを提供するため、デジタル化の3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）に沿った行政サービスの実現に向けた基盤の整備が必要。 - 内閣官房は各府省庁の協力を得て、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタル手続法案」を平成31年3月に国会に提出し、令和元年5月に成立したところ。今後、令和元年内を目途に、オンライン化の適用除外の範囲等を内容とする関係政令の整備を行うとともに、各府省庁において、同法に基づく主務省令を整備する。 - これにより、行政手続等に係る国民の負担を軽減し、利用者中心の行政サービスの実現に寄与。	◎														◎内閣官房、◎総務省、関係府省庁
01-02	○	デジタルファーストの実現に向けたシステム基盤の構築	デジタル手続法に基づく「情報システム整備計画」の策定	未設定（令和元年度中に検討）	- 行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するためには、デジタルを前提とした業務の見直し（BPR）を行った上で、オンライン手続を可能とするとともに、行政機関間や民間まで含めた情報連携を可能とするシステム基盤の整備が必要。 - このため、内閣官房は各府省庁の協力を得て、令和元年内を目途に、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画を策定し、国及び地方公共団体の行政手続のオンライン化、本人確認や手数料支払いのオンライン化（オンライン手続時の手数料の減額等の優遇措置の検討を含む。）、添付書類の撤廃を可能とする情報連携、既存のインフラを活用した情報システムの共用化、データの標準化やAPIの整備、セキュリティ対策や個人情報の保護等の安全性及び信頼性を確保するための措置、デジタルデバイド対策、国民等への周知・広報等に係る事項を盛り込む。各府省庁は、情報システム整備計画の策定に当たり、オンライン化や添付書類の省略の実現時期、情報システム整備の費用対効果及びオンライン利用率を明らかにする。また、情報システム整備計画に基づく取組を進めるに当たっては、利用者の負担軽減及び行政運営の効率化並びにオンライン利用率などのKPIを設定してその取組状況を毎年フォローアップする。 - これにより、デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップを実現し、利用者視点の行政サービスの実現に寄与。	◎						◎								◎内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、関係府省庁
01-03	○	行政手続等の棚卸	行政手続等の棚卸の継続実施	未設定（令和元年度中に検討）	- 各府省庁が行政サービス改革の基盤データとして活用するため、棚卸データの継続的なメンテナンスや改善が必要。 - 毎年度、各府省庁が作成する棚卸データを内閣官房において取りまとめ、その概況や行政手続などのオンライン化の状況等について公表。また、棚卸データの活用の観点からの改善、調査方法の効率化等を検討。 - これにより、棚卸データに基づき、オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革等の推進に取り組み、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。	◎	○			○		○								◎内閣官房、全府省庁
01-04	○	法人情報に係る政府全体のバックオフィス連携	行政機関等の間でバックオフィス連携している手続の数	バックオフィス連携によるコスト縮減額等	- 一度行政機関に提出した法人情報は、再度提出を求めないよう法人情報のバックオフィス連携を進めることが必要。 -「行政手続等の棚卸」の結果等を踏まえ、バックオフィス連携の対象とする手続やシステムについて、令和2年度までの目標値（手続数、縮減額等）等を定めた方針を策定し、それに基づき実施。 - 同様の情報が必要となる手続等を簡素化し、コストを縮減。	◎						○	○							◎内閣官房、経済産業省、関係省庁
01-05	○	マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達	マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数	電子応札率	- 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）及び関係政省令・基本指針を平成29年度に施行。今後、マイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの利用を促進していくことが必要。 - マイナンバーカード・電子委任状に対応した電子調達システムを開発し、平成30年度から順次利用開始。 - これにより、国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に係る負担を軽減。	◎				◎		○	○					○	○	◎総務省、経済産業省
01-06	○	地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進	「地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況」に関する調査・公表継続実施	未設定（令和元年度中に検討）	- 利用者の利便性向上や業務の効率化のため、行政手続のオンライン化が必要。 - 平成30年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」に基づき、地方公共団体は、必要に応じて官民データ活用推進計画に組み込んだ上で、行政手続のオンライン利用を推進。 - これにより、国民が窓口に出向かず各種行政サービスの申請をオンラインで完結できること、行政機関等からの情報をプッシュ型通知により受けることができること等を実現できる環境を整備。	◎	○			○		○						○	○	◎総務省、内閣官房、全府省庁
01-07	○	金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）	預貯金等の照会に係るオンライン・ワンストップ化の方向性の取りまとめ（令和元年度前半）	未設定（令和元年度中に検討）	- 行政機関が税務調査等のため実施する、金融機関に対する預貯金等の取引状況に係る照会について、その多くは書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じており、行政機関においても行政事務に時間を要する等、課題となる場合がある。 - 平成30年度に金融機関及び地方公共団体が実施した実証実験や内閣官房が実施した実態調査の結果を踏まえ、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関等による検討会を令和元年度に設け、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化等について検討する。 - これにより、預貯金等の取引状況に係る照会及び回答がデジタル化され、金融機関における負担軽減及び行政機関における迅速かつ適正な行政事務の遂行を実現。	◎				○			○				○	○	○	◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、関係府省
01-08	○	民ー民手続におけるオンライン化の推進	未設定（令和元年度中に検討）	未設定（令和元年度中に検討）	- 法令上オンライン手続が可能だが、依然、慣習として対面・書面手続が残っている手続について改善の取組が必要。 - 先行事例等を参考にして民間事業者の取組を促すとともに、①株主総会プロセスの電子化、②不動産取引における重要事項説明のオンライン化といった事項など、行政機関において率先的に取り組むべき事項について取組状況を随時確認することにより、官民双方が社会全体のデジタル化に向けた意識改革を実現。 - これにより、サービス利用者と提供者双方の取引コスト等の縮減を実現。	◎				○		○								◎内閣官房、全府省庁

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
01-09	○	株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化	株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の同意を要しないで電子提供することができる新たな制度を利用する上場企業の数（令和4年度中に3,700社）	上場会社における株主総会資料の開示時期が改正法施行前年度における招集通知の株主総会前発送日より前倒しされた日数の平均値	- 株主総会招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度の具体的な内容について、要綱が取りまとめられ、法務大臣に答申された。 - この要綱に基づく関係法案の立案作業を行い、令和元年度中の関係法案の国会提出を目指す。 - 株主総会招集通知の添付書類についてインターネットを利用する方法による提供を促進することにより、株主総会の招集の手続を合理化するとともに、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質を向上。	◎										○				◎法務省
01-10	○	不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化	賃貸取引において事業者が提供するオンラインによる重要事項説明専用のシステムにて重要事項説明が実施された件数	不動産取引に係る重要事項説明の効率化	- 賃貸取引については、平成29年10月に重要事項説明のオンライン化の本格運用開始後、ITを活用した重要事項説明（以下「IT重説」という。）は実施件数が着実に積み上がり、トラブル等も確認されていない。また、法人間売買取引については平成29年８月から平成31年１月まで社会実験を実施したが、本格運用への移行の可否を判断するに足りる十分な結果が得られていない。さらに、個人を含む売買取引については、賃貸取引に係るIT重説の実施状況と法人間売買取引に係るIT重説の社会実験の結果を踏まえて、社会実験を行うことを検討する必要がある。 - 賃貸取引については、引き続き、トラブル等が起きていないかなどの実施状況の整理を行う。法人間売買取引については社会実験を継続実施する。個人を含む売買取引については、「第5回ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検討会」（平成31年２月12日）において、法人間売買取引の社会実験の実績はあがっていないものの、賃貸取引において実施件数が着実に積み上がり、かつトラブルなく安全に取引が行われていることを考慮し、社会実験を実施することが適当であるとされたことから、マニュアルの作成など、取引の安全性を担保するために必要な準備措置を講じた上で、令和元年度から、社会実験を開始する。 - IT重説を可能にすることにより、遠距離の場合の負担が軽減されることや、対面するために要する時間の有効活用などの効果を期待。	◎														◎国土交通省
01-11	○	子育てワンストップサービス等の推進	取扱機関数（地方公共団体等）	ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）	- 来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、申請者の手続に係る負担（時間、費用等）を縮減する必要性が存在。 - 子育てワンストップに関しては、平成29年度から市町村によるサービス検索及び電子申請を開始。さらに、マイナポータルにおいて保育所入所申請に必要な就労証明書の電子化対応や、今後、障害児施策へのワンストップサービスの拡充等により、国民の利用を促進。また、妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン１つで申請できるサービスの実現に向け、本年度内にロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を来年度に一部自治体において開始し、令和5年度からの全国展開を目指す。 - 国民が窓口に出向かず子育てに関する官民の様々なサービスの申請をオンラインで完結でき、必要な情報をプッシュ型通知により受けることができる仕組みを活用し、国民の利便性向上や子育てに関する手続負担の軽減を実現する。	◎	○			◎	○	○	○						○	◎内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省
01-12	○	介護ワンストップサービスの推進	取扱機関数（地方公共団体）	ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）	- 介護者はどこに相談すればよいか、情報がどこにあるかわからず不安を抱えており、申請手続においてはオンライン化されている手続は少なく負担が発生。 - 介護ワンストップサービスは、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図るサービスを昨年度から開始したところであり、本年度以降、電子申請に係る地方公共団体の業務効率化に関する取組等により、多くの地方公共団体での導入促進を図るとともに、地方公共団体に対する電子申請における申請様式の提示等、地方公共団体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について本年度中に検討し、順次実施する。 - これにより、本人や家族の不安及び手続に係る負担が軽減するとともに、ケアマネジャーなどの介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援への注力が期待できる。	◎	○			◎	○	○	○						○	◎厚生労働省、内閣官房、内閣府
01-13	○	引越しワンストップサービスの推進	取扱機関数（地方公共団体等）	ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）	- 引越しに際し、様々な行政機関や民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を個別に届け出る必要があり、住所変更手続の負担が課題。 - 平成31年４月に関係府省とともに取りまとめた方策に基づき、関係府省や地方公共団体、民間事業者等の協力の下、引越しポータルサイトによる手続に関するサービスについて令和元年12月までに実証実験を行う。実証実験の成果について令和２年２月までにガイドライン等として取りまとめるとともに、地方公共団体等において運用準備を行い、令和2年３月までに順次サービスを開始する。 - これにより、各種の住所変更手続の負担が軽減されることで、新しい生活のスムーズなスタートアップを実現。	◎	○			◎	○	○	○					○	○	◎内閣官房、内閣府、金融庁、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省
01-14	○	死亡・相続ワンストップサービスの推進	総合窓口設置自治体支援ナビの構築 相続手続の簡素化に関する検討の実施	死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数	-「死亡・相続」に関連する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。我が国の年間死亡者数は直近で約130万人と増加傾向にあることからも、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要。 - 平成31年４月に関係府省とともに取りまとめた方策に基づき、関係府省や地方公共団体の協力の下、地方公共団体が必要に応じて遺族を支援する仕組みについて令和元年12月までに実証実験を行う。実証実験の成果について令和2年２月までにガイドライン等として取りまとめるとともに、地方公共団体において運用準備を行い、令和2年３月までに順次サービスを開始する。また、相続手続の簡素化に向けた仕組みを構築すべく課題整理・方策検討を行う。 - これにより、相続人や行政機関・民間事業者の負担を軽減。	◎	○			◎	○	○	○					○	○	◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、関係府省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
01-15	○	自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実	OSSの導入地域数、対象車種数、対象手続数	OSS利用率、OSS申請件数	- ワンストップサービス（OSS）の導入地域数については、平成30年度において、9地域で新車新規OSSが新たに導入され、合計38地域に増加。対象車種及び対象手続については、令和元年度の軽自動車OSSの導入に向けた準備を進めるとともに、平成31年4月より輸出・解体等に係る手続を追加するためのシステム改修を行った。また、OSSの利用率や申請件数の増加のためには、OSSを利用することによる更なる申請負担の軽減措置を講ずることが必要。このため、平成30年4月より、検査登録手続に係る手数料をOSS申請の場合と書面申請の場合で区分し、OSS申請の場合の手数料を引き下げることとしたほか、継続検査等のOSS申請を行ってもなお必要となる運輸支局等への来訪を不要とするために必要な自動車検査証のICカード化に向けた制度整備に取り組んだ。 - 自動車検査証のICカード化による運輸支局等への来訪不要化に当たっては、OSSの利用が必要となることから、自動車検査証のICカード化に先立ってOSSが利用されるよう、令和元年度以後、OSSの周知活動を強化するとともに、ICカード化された自動車検査証の空き容量の民間活用（例えば、ICチップの空き容量を利用して過去の自動車関連情報を参照可能とすることができるなど）について検討し、令和5年1月を想定し、ICカード化した自動車検査証の交付開始に向けた準備を進める。 - これらの取組により、OSSの利用が促進され、申請負担が軽減される効果を期待。	◎				○		○	○					○	○	◎国土交通省、総務省、財務省、警察庁
01-16	○	自動車保有関係手続と引越しワンストップサービス等との連携	未設定（引越しワンストップサービスの検討を踏まえ設定）	未設定（引越しワンストップサービスの検討を踏まえ設定）	- 自動車保有関係手続のうち引越しに伴う住所変更については、引越しワンストップサービスの連携による具体的な利用者負担の軽減策の検討が必要である。 - 令和元年度以後、自動車検査証の電子化をはじめとした自動車保有関係手続の充実・拡充策の検討状況を踏まえつつ、自動車保有関係手続と引越しワンストップサービスとの連携に向けた検討を進め、自動車保有関係手続と引越しワンストップサービスとの連携による利用者負担の軽減策の具体化を図る。 - これにより、自動車保有関係手続に係る利用者負担の軽減が期待され、国民の利便性が向上。	◎	○			○	○	○	○							◎国土交通省、総務省、財務省、警察庁、内閣官房
01-17	○	社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化	電子申請の利用率	行政手続のコスト削減（令和元年度末までに20%削減）	- 社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担軽減を図るため、この分野でのオンライン利用の利便性向上が必要。 - 民間システム開発者との対話を通じたAPI対応ソフトウェアの普及促進や添付書類の省略に取り組むとともに、業務フローの可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定。これら一連の取組について、令和2年度までに電子化を徹底するために策定した工程表に従って取組を実施。 - これにより、社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担を軽減。	◎						○	○							◎厚生労働省
01-18	○	企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンスオンリー化の推進	＜オンライン・ワンストップ化＞ 各省等のシステムの改修 API仕様書の公開 オンライン・ワンストップのサービスイン（令和2年11月頃） ＜クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等＞ 対象手続や利用要件等について情報システム整備計画やモデル省令において記載 ロードマップに基づく検討を踏まえた対象手続に係る各省等のシステムの改修・マイナポータルの機能追加 API仕様書の公開 クラウドを活用した申請・届出、処分通知等の実現（令和3年度以降）	＜オンライン・ワンストップ化＞ 対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数 APIの提供数 申請・届出に係る利用数 ＜クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等＞ APIの提供数 申請・届出、処分通知等に係る利用数	- 企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要。 - 従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルのAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を令和2年11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続についても令和2年度中にマイナポータルから行えるようにする。 - 社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を令和3年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和4年度以降の対象拡大に向けて検討し、来年度中に結論を得る。さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、令和3年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。 - これらの取組により、企業の負担を軽減し、生産性向上に寄与。	◎	○			◎	○	○	○					○	○	◎内閣官房、厚生労働省、財務省、総務省
01-19	○	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化実施市区町村の数	住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本を電子的に送付した件数	- 住民税の特別徴税額通知（特別徴収義務者用）について、電子データ（正本）の送付に対応した市区町村数が少数。 ＜特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）＞ - 平成30年6月において、特別徴収税額通知の正本の電子的通知に対応した市区町村は658団体（37.8%）。正本の電子化を行っていない市区町村に対して、導入の前倒しを含めた早期の対応について、継続的に助言等を実施。 ＜特別徴収税額通知（納税義務者用）＞ - 平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」とされたことを踏まえ、実務的な検討を引き続き実施。 - 今後、電子化が進むことにより、官民双方の負担軽減を実現。	◎						○							○	◎総務省
01-20	○	行政サービスにおけるGビズID（法人共通認証基盤）の活用	未設定（令和元年度中に検討）	GビズID（法人共通認証基盤）に接続しているシステム数	- 法人が1つのID/パスワードで行政サービスにアクセスが可能となるGビズID（法人共通認証基盤）を構築。 - 令和元年度から経済産業省の行政手続で試行を実施するとともに、令和2年度から他府省の行政手続にも活用できる環境を目指す。 - これにより、補助金申請や産業保安関係法令手続などの主要な行政手続の簡素化・デジタル化に活用するとともに、法人の負荷にならない形での認証を実現。	◎														◎経済産業省、内閣官房、関係省庁
01-21	○	産業保安手続のスマート化	電子化した手続の数（令和元年度中に27）	電子化した手続のオンライン提出率（令和元年度末40%）	- 産業保安関係法令（電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）等）の手続における事業者の申請手続数は毎年25万件に上るが、それらは現状紙申請であり、官民ともに大きな負担。 - 申請手続の件数が多い一部について、ユーザーの意見を取り入れるなどサービスデザイン思考を用いて、電子申請システム「保安ネット」を構築し、令和元年度の段階的運用開始を目指す。 - これにより、官民の申請・審査業務の効率化を実現。	◎						○						○	○	◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
01-22	○	Jグランツ（補助金申請システム）の構築	電子化した手続の数（具体的な目標数は令和元年度9月頃までに検討）	電子的申請の利用率（令和元年度に対象とする補助金における利用率）	- 補助金申請に係る手続の基本的なフローについての開発に当たっては、ユーザーとのインターフェース（GビズID（法人共通認証基盤）との連携）や、その他関連システムとの連携が課題。 - 令和元年度においてモニターテストを実施し、一部補助金での先行運用を目指すとともに、所要の追加開発を実施。 - これにより、官民双方における手続の迅速化、省力化を実現。	◎	○				○	○								◎経済産業省、関係省庁
01-23	○	電子委任状のワンスオンリー化の実現	電子委任状を用いる行政手続の数	未設定（令和元年度中に検討）	- 企業の従業員等の代理人により行われる行政手続等においては、個別の行政手続ごとに委任状の提出が必要。 - 令和元年度に行政手続間で適用可能な共通仕様を検討するとともに、順次行政システムの対応を進め、委任状提出のワンスオンリー化を実現。 - これにより、企業の従業員等の代理人による行政手続を簡素化し、利用者中心の行政サービスの実現に寄与。	◎														◎総務省、関係省庁
01-24	○	農林水産分野におけるデジタルファーストの早期実現	電子化された申請手続数、ポータルへのアクセス数	電子化された申請手続の利用者数	- 農業者の高齢化や減少が進む中、我が国における農業の持続可能な発展に向けた競争力強化や農業者の所得向上を実現するためには、農業に関する多様な手続を含めたデジタル化を推進し、多様な情報の利活用に基づく世界最高水準のデータ活用型農業の展開が不可欠。 - 従来、紙ベースであった各種の行政手続等をオンラインで申請できるようにするとともに、そのための共通電子システムの構築を進める。まずは、平成30年度から一部地域で実施している認定農業者制度に係る申請手続の電子化に関する実証結果を踏まえ、令和元年度以降、全国展開を図る。また、令和元年度から経営所得安定対策の交付金申請、間接補助金の申請、農業保険制度（収入保険、農業共済制度）の加入等の申請に係る実証を開始。さらに、農業者が制度や各種補助金、経営改善に資する情報等を一元的に入手可能となるようなポータルを構築。 - これらにより、農業経営の担い手育成に資するとともに、データを活用した政策立案など、行政の高度化・効率化を一層推進。	◎						○	○							◎農林水産省、内閣官房
01-25		鉱業権の登録手続等の電子化と鉱区情報等のデータ利活用の促進	システムの構築（令和元年度）	オンライン申請件数 鉱区情報等データへのアクセス件数	- 鉱業法に基づく鉱業権に関して登録手続が電子化されておらず、事業者の負担となっているとともに、データ利活用もできていないことが課題。 - 令和元年度に電子申請を可能とする情報システムの構築を完了し、令和2年度から供用を開始予定。電子化された鉱区情報等をインターネット上で公開。 - これにより、事業者による鉱物資源開発の検討にあたり有益な基礎情報へのアクセスが容易になり、石油・天然ガス等の鉱物資源開発が促進。	◎	○					○								◎経済産業省
01-26		戸籍事務へのマイナンバー制度の導入について	改正戸籍法の公布後5年以内にシステムの運用を開始する。	戸籍証明書の提出省略が可能となる手続数	- 国民が行政機関等に対する申請、届出その他の手続を行う際に戸籍証明書の提出を省略するためには、戸籍事務にマイナンバー制度を導入する必要。 - 令和元年5月、これを可能とする改正戸籍法が成立。改正戸籍法の公布後5年以内のサービスの開始に向け、システムの整備等を実施。 -これにより、一部の行政手続について戸籍証明書の提出省略が可能となり、国民の利便性が向上。	◎				○		○								◎法務省
02-01	○	公開ルールに基づくオープンデータの推進	各府省庁における棚卸リストの更新・公開（令和元年中に官民データに関する相談窓口ウェブサイトへの公開100%）	各府省庁における公開要望を踏まえて各府省庁が公開したオープンデータ数	- 「オープンデータ基本指針」に基づき、利用者ニーズを的確に反映しながら進めることが重要。 - 各府省庁は、官民データに関する相談窓口に公表した棚卸リスト（行政手続等関連及び統計関連）を随時更新するとともに、データカタログサイト等からのオープンデータ公開要望を受け付け、ニーズに即した形でのオープンデータの公開を促進。IT総合戦略室は、各府省庁における対応状況のフォローアップを適宜実施。 - これにより、潜在的なものも含め、オープンデータに対する民間ニーズを把握し、それに即したデータ公開を促進。		◎										○	○	○	◎内閣官房、全府省庁
02-02	○	オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じた民間ニーズに即したオープンデータ化の推進	オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催数の増加	オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じてオープンデータ化されたデータ数の増加	- オープンデータ官民ラウンドテーブルは、データの公開・活用を希望する者とデータを保有する府省庁が直接、オープンデータ化に向けた対話を行う場として、これまでに「観光・移動」・「インフラ、防災・減災、安心・安全」・「土地・農業」分野を対象に開催。 - 令和元年度は、IT総合戦略室が「電子行政（統計等データ）」（内閣官房行政改革推進本部事務局と連携）・「健康・医療・介護・子育て」分野について開催するとともに、オープンデータ化に対するニーズに更に応えるため、警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省及び防衛省を中心に、各府省庁における主体的な開催を促進。また、IT総合戦略室は各府省庁の取組についてフォローアップを行い、データの公開を促進する。 - これにより、ニーズに即したオープンデータ化及びオープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決に貢献。		◎											○	○	◎内閣官房、関係府省庁
02-03	○	オープンデータ・バイ・デザインの推進	オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システム数	オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システムのうち、オープンデータの公開を開始したシステム数及び各システムにおけるオープンデータ数、当該データアクセス・ダウンロード数	- 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。 - 「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）及び各府省庁の中長期計画に盛り込まれた取組方針とスケジュールに基づき、全ての府省庁がオープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことを目指す。 - これにより、更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。		◎					○						○	○	◎内閣官房、全府省庁
02-04	○	オープンデータカタログの一元的提供の推進	DATA.GO.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和4年度）	オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進	- 政府のオープンデータカタログである「DATA.GO.JP（データカタログサイト）」については、各府省庁のオープンデータの横断的検索を可能とし、データの利活用を促進することを目的に運用しているところ、今般、オープンデータの利活用ニーズが更に高まってきていることを踏まえ、利用価値の高いオープンデータをより効率的に提供できることが必要。 - このため、令和元年度から、APIカタログ等の仕組みやデータ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等のための機能要件の検討を開始し、令和4年度早期運用開始を目途として、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Gov（電子政府の総合窓口）を統合し、オープンデータの一元的な提供を行う。 - これにより、オープンデータを活用した新サービスの創出や諸課題の解決を促進。		◎													◎内閣官房、◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
02-05	○	地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進	地方公共団体向け研修開催回数（令和元年度に34回） 推奨データセットとして定義したセット数（令和元年度に4セット）	地方公共団体におけるオープンデータ取組率（令和2年度100%）	- 地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村を含めた全体としては約24%（418団体。平成31年3月11日時点）。今後、都道府県とも連携しながら、市町村の取組促進を重点的に行う必要。 - 地方公共団体が公開することが推奨されるデータセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの地方公共団体への派遣による研修・啓発活動、オープンデータ100などの優良取組事例の充実・横展開、地方公共団体がオープンデータ化に着手しやすいデータの周知などの取組を通じ、引き続き、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。 - これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。		◎					○					◎	○	○	◎内閣官房、総務省
02-06	○	都市計画に関するデータの利用環境の充実	都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化の促進	オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進 都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数	- 平成30年度に都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等を策定したが、今後、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化を進めるには、更なる利活用環境の充実が必要。 - このため、ガイドライン等について全国の地方公共団体の担当者等に対する説明会・研修会の実施や利活用の例・分析手順の提示を行うとともに、効率的な都市計画基礎調査手法等の幅広い検討・整理、情報収集等を行う。 - これにより、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化の促進やデータの利用の推進を図る。		◎										○	○	○	◎国土交通省
02-07	○	不動産登記情報の公開の在り方の検討	不動産登記情報の公開の在り方の決定を踏まえた登記制度改正（令和2年度まで）	所要の法律案等の提出等	- 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、登記情報の公開の在り方について、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性の向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否を含めて検討を実施中。 - 土地情報基盤の整備に向けた実務者会議等の会議体において、一定範囲の登記情報のオープンデータ化の議論を進めており、引き続き検討を進める。他方で、登記情報の公開の在り方全般の大幅な見直しについては、登記名義人の住所の公開を含め慎重な議論が必要であることから、法制審議会において、引き続き検討する。 - これにより、不動産市場の活性化等につながることが期待。		◎													◎法務省
02-08	○	登記所備付地図データの事業者等への提供	登記所備付地図データの提供開始に向けた環境の構築（令和3年度開始予定）	未設定（進捗状況を踏まえ、データの提供開始までに適切なKPIを設定）	- 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者に提供されていないことが課題。 - 平成29年度から制度面・システム面等の課題の整理を行い、令和3年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。 - これにより、不動産市場の活性化等につながることが期待。		◎													◎内閣官房、法務省
02-09	○	気象情報の利活用の促進	気象庁ホームページを通じたデータのダウンロード量（令和2年度、920TB）	新規気象ビジネス創出の取組件数（令和2年度、12件）	- 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、利活用の促進及びそのための予測精度の向上が課題。 - そのため、平成30年6月に稼働開始した新たなスーパーコンピュータをフル活用し、令和元年6月から2週間先までの気温予測データや過去の気象データをオープンデータとして提供開始するなど、気象ビジネス推進コンソーシアムと連携して産業界での利活用を推進するとともに、技術開発体制の強化により予測精度の向上を図る。 - これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoT等の最新のICT技術を駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。		◎													◎国土交通省
02-10	○	障害当事者参加型技術開発の推進	障害関連情報共有プラットフォームの構築	未設定（検討結果を踏まえ設定）	- 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。 - このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 - これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。		◎													◎総務省
02-11	○	統計データのオープン化の推進・高度化	e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数 匿名データ及び調査票情報の提供数	e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数及びオンサイト施設利用数	- 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 - 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 - これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。		◎					○								◎総務省、内閣官房
02-12	○	法人情報の利活用促進	法人インフォメーションへのアクセス数	法人インフォメーションとAPI連携しているサービスからのアクセス数	- 法人情報に関するデータ連携を更に進めるためには、利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充・連携していくことが必要。 - 民間ニーズの高い法人基本情報や決算情報等のデータの追加に向けた検討を行う。また、政府情報システム等とのAPI連携を推進し、令和4年度までにAPI連携しているサービスからの年間50万件のアクセス数を目指すとともに、官民におけるデータ交換の仕組みについて検討を推進。 - これらの取組を通じ、ビジネスにおける法人情報の利活用推進、企業の生産性向上や新規ビジネスの創出を促進。		◎					○	○							◎経済産業省、内閣官房、関係省庁

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
02-13	○	訪日外国人観光客等に有益な観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）	観光に資するデータの推奨データセットへの追加（令和元年度1件）	観光分野の推奨データセットを参考にオープンデータを公開した地方公共団体数	- 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報のオープンデータ公開や、公開されるデータの標準化が進んでいない。 - 事業者等による新たな観光サービスの創出や多言語対応等を促進するため、オープンデータ官民ラウンドテーブルの議論等を踏まえ、観光に資する推奨データセットを新たに追加するほか、推奨データセットの中の観光分野のオープンデータ公開を促進するなど、令和2年度までに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。 - これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客等への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。		◎										○	○	○	◎内閣官房、国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省
02-14	○	農業関係情報のオープンデータ化の推進	行政保有データ（統計関連・行政手続等関連）のオープンデータ公開数	オープンデータ公開数のうち、機械判読可能なファイル形式（CSV、XML、RDF及びJSON）の割合	- 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。 - 農林水産省独自の官民ラウンドテーブルを年1回程度開催してニーズを把握し、オープンデータ化の対象となる分野の拡大、より機械判読性の高い形式での提供を推進。 - これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。		◎						○					○	○	◎農林水産省、内閣官房
02-15	○	公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進	公的研究資金による研究成果の利活用に関するガイドラインの策定	国立研究開発法人における研究データポリシーの策定法人数	- 科学技術やその産業利用に新しい展開が生まれており、研究論文に加えて研究データの利活用が期待されている。 - 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、インセンティブやコスト負担などの課題を含め、推進方策を整理し、ガイドラインを策定。令和2年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果（研究データ、論文等）のオープンデータ化を推進。 - これにより、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上に寄与。		◎													◎内閣府、文部科学省、関係省庁
02-16	○	i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	オンライン電子納品システムの開発（令和元年度構築）	未設定（「3次元データの納品数」など定量的に評価できる指標について検討し、運用開始予定の令和2年度までに設定）	- 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。 - 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度の、トンネル、ダム、河川構造物（樋(ひ)門・樋(ひ)管）における、3次元データの標準的な仕様の策定に引き続き、令和元年度は、橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物（基礎工等）、維持管理において、3次元データの活用を拡大し、3次元データの流通・利活用に向けたシステムを構築。 - これにより、3次元データのオープンデータ化が促進し、建設現場の生産性が向上。		◎						○							◎国土交通省
02-17	○	交通事故統計情報のオープンデータ化の推進	交通事故統計情報の公開に係るシステムの改修	データへのアクセス数	- 平成30年度は、交通事故捜査に与える影響の観点、個人の権利・利益を侵害しない観点、ラウンドテーブル要望事業者から聴取した具体的なニーズや活用方策の観点等から、公開可能データ項目、情報統一フォーマット及びシステム改修案を作成。 - 令和元年度は、令和2年度中のオープンデータ化を目指し、必要に応じた追加検討や、システム改修に係る諸手続を推進。 - これにより、国民が自由に交通事故統計情報を閲覧し、交通事故防止に生かすことができるほか、学術関係者による交通事故発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な交通事故抑止対策の推進が期待。		◎										○	○		◎警察庁
02-18	○	犯罪発生情報のオープンデータ化の推進	オープンデータ化された犯罪発生情報の件数	データへのアクセス数	- 犯罪発生情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータの公開に向け、平成29年度に公開対象罪種を選定し、罪種ごとの公開粒度等を検討した上で、平成30年度に警察庁から都道府県警察に対して公開基準を示達。 - 令和元年度から、都道府県警察において犯罪発生情報のオープンデータ化に係る諸準備を行った上で、順次ウェブサイトで公開することから、警察庁において、その進捗状況や効果（KPI）の把握を実施。 - これにより、国民が自由に犯罪発生情報を閲覧し、自主防犯活動に生かすことができるほか、学術関係者による犯罪発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な犯罪抑止対策の推進を期待。		◎										○	○		◎警察庁
02-19	○	海上活動情報のオープンデータ化	システムの開発（令和元年度提供基盤等の検討、令和2年度構築）	海上活動情報のオープンデータを活用した利用者数	- 海上保安庁では、AIS（船舶自動識別装置）による船舶の位置・針路情報や海難に関する情報などの海上活動情報を所有しているが、一部を除き公開はしていない状況。海上における事故防止のためには、これらのデータをオープンデータとして公開することが有効。 - 平成30年度に策定したオープンデータ化に係るシステムの性能要件等を踏まえ、令和元年度は、関係団体と連携した海上活動情報の提供基盤や収集及び公開する情報の充実・強化等のシステム構築に向けた検討を実施。 - データ公開により、産学官の海洋の利用促進及び海上活動の更なる安全性の確保が実現。		◎													◎国土交通省
02-20	○	ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	オープンデータ化された箇所数（令和元年度15箇所）	サービスが実現された箇所数	- 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。平成30年度の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）における空間情報インフラの整備、実証実験後にいかに民間事業者によるサービス創出につなげるかが課題。 - 令和元年度は、大規模イベント時において、高齢者や障害者を含む人々を対象としたナビゲーション等の実証を、民間事業者等と連携して行うほか、施設や経路のバリアフリー情報などの移動に必要なデータのオープンデータ化を推進。 - これにより、令和2年までに主要空港から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスを実現。		◎							○			○	○	○	◎国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
02-21	○	公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	実証実験にデータを提供した事業者の数	実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数	- 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上につながる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理の在り方等が課題。 - このため、令和元年度においても、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において継続的に検討するとともに、利用者の円滑な移動に資する駅構内図、施設情報等をオープンデータとして整備・提供し、オープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施。 - これにより、民間の主体的なオープンデータ化が促進され、利用者への情報提供が充実。移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境が実現し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における円滑な輸送にも寄与。		◎										○	○	○	◎国土交通省
02-22		政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備	オープン化されたデータ数（年間数百TB程度のデータ数）、データへのアクセス数（年間一万件程度）	新たなサービス創出の件数（数件程度）	- 政府が運用する地球観測衛星のデータについては、ユーザーが利用可能な形式に処理された上での公開がされておらず、また、衛星データの加工には高い専門性や高価な設備・ソフトウェアが要求されることが産業利用の阻害要因。 - 宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、政府衛星データ（安全保障用途に係るものを除く。）について、令和2年度までに、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等を整備。 - これにより他産業の生産性の向上や新たなサービス事業を創出。		◎					○								◎経済産業省、国土交通省、文部科学省
02-23		AEDの設置位置情報のオープンデータ化の促進	AEDの設置位置情報のオープンデータ化に向けた方策の検討	未設定（施策の進捗状況を踏まえ設定）	- 内閣官房IT総合戦略室が平成29年12月に公開した、公開することが推奨されるデータセットに基づきAED情報をオープンデータとして公開している地方公共団体は存在するが、一元的に入手することは出来ず、AED情報のワンストップでの入手に対するニーズを満たせていない。また、日本救急医療財団では全国AEDマップを公開しているが、オープンデータとしての提供はなされていない。 - 今後、AED情報のオープンデータ化を促進するため、日本救急医療財団が配布しているAEDの登録書にオープンデータとしての情報公開・利用に関する同意の項目を設けること等を引き続き働きかけるとともに、他の団体によるデータ公開を含む、AED情報のオープンデータ化について検討。 - これにより、国民に質の高いAEDの設置位置情報を提供。		◎													◎厚生労働省
02-24		介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	空き情報を掲載している介護事業所数・施設数	介護サービス情報公表システムのアクセス数	- 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業所選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業所に対し、介護サービス情報の公表を義務付けるなど介護サービス情報公表システムを運用している。平成30年度は、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報への再編や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能の追加といったシステム改修を実施。 - 令和元年度以降も、利用者の自身に合った適切な事業所選択に資するという観点から、これら活用できる機能の周知などを含めた、介護サービス情報公表システムの普及促進のための方策を検討していく。 - これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。		◎					○						○	○	◎厚生労働省
02-25		保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進	令和2年までに、保育所等に関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合	未設定（令和元年度中に設定）	- 保護者の選択に資するような、保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。 - 引き続き、地方公共団体に対して、二次利用可能なオープンデータとして公開するよう働きかける。また、保育所に関する有益な情報については、インターネット上で直接閲覧できるシステムを構築・運用する機関を内閣府において選定し、令和元年度に情報公表運用機関においてシステム構築し、令和2年度から運用開始できるよう調整中。 - これにより、小学校就学前の子供に対し、保護者が適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保につなげる。		◎											○	○	◎厚生労働省、◎内閣府、内閣官房
02-26		「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報のオープンデータ化の充実	オープンデータ公開に向けた集計項目の選定および集計状況。（第4回オープンデータは令和元年8月公開予定）	オープンデータ公表ページに対するアクセス数（目標値や達成時期については利用者により、利用方法や利用時期が異なるため、具体的な数値は設定困難）	- 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とすることを目的として、オープンデータ化に取り組んでおり、平成30年8月には第3回NDBオープンデータを公開。また、追加集計要望に関する「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」における検討を踏まえ、第4回NDBオープンデータの集計作業を開始。 - 令和元年度も新たに寄せられた集計要望に対する対応について「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」で検討を行い、第5回オープンデータにおいて新たに追加される集計項目を決定予定。また、令和元秋頃までに第4回オープンデータを公開予定。 - これにより、国民の医療動向を評価する上で有用なデータの提供を促進。		◎					○								◎厚生労働省
02-27		全国版空き家・空き地バンクの構築・活用	全国版空き家・空き地バンクへの参加地方公共団体数	賃貸・売却用等以外の「その他空き家」の活用促進	- 平成30年度から本格運用を開始した「全国版空き家・空き地バンク」について、更なる活用の促進が必要である。 - 令和元年度も、引き続き、運営事業者において地方公共団体に対して同バンクの周知を行う等により、更なる活用促進を図る。 - これにより、既存住宅流通が促進される。		◎						○				○			◎国土交通省
02-28		基盤となる地理空間情報等の整備・提供	地理院地図への反映率、電子基準点の観測データの取得率	地理空間情報ライブラリー利用数	- 民間事業者等による地理空間情報に関するサービス・産業活用が進められている中、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現に向け、基盤となる地理空間情報等を整備し利用しやすい形で提供することが必要。 - そのため、基盤地図情報・電子国土基本図を国・地方公共団体等との連携の下、道路等の重要項目は頻度の向上を図りつつ、着実に更新を実施するとともに、地理空間情報ライブラリーの内容の充実、機能追加等サイト改良を実施。また、引き続き電子基準点による安定的な位置情報の提供に加え、今後新たに整備される測位衛星についても安定して観測データを提供できるよう対応。 - これにより、基盤となる地理空間情報等が利用者にとって利用しやすい形で整備・提供され、更に利便性が向上することで、地理空間情報の活用の促進及び新サービス・産業等の創出を期待。		◎											○	○	◎国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
02-29		官民境界情報等の利活用の促進	官民境界情報等の公開方法の検討・調整状況 官民境界情報等を活用した効率的な地籍調査手法に用いるシステムの構築状況	未設定（次期国土調査事業十箇年計画の検討状況を踏まえて設定を検討）	- 国や地方公共団体等による地籍整備事業で明確になった官民境界情報（街区を形成する道路等と民有地との境界の情報）等については、各地方公共団体等が個別に管理しており、Webサイト等による公表や情報の利活用が進んでいない。 - 官民境界情報等の利用の促進のため、令和元年度には官民境界情報等の公開に向けた検討を進めるとともに、官民境界情報等を活用した地籍調査手法確立のため、実証実験などの取組を行う。 - 公開された官民境界情報等が民間事業者等の行う測量において活用されることで、当該官民境界情報等の位置と整合した測量データが作成される。これにより、地籍調査における測量等に係る負担が軽減され、効率的な地籍整備を促進。		◎													◎国土交通省
02-30		防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施する。	検証を踏まえたISUTの運用を行う。	- 災害対応にあたる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。 - 令和元年度から災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT(Information Support Team)の本格運用を開始し、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう機能向上を図る。 - これにより、災害が発生した際、災害対応にあたる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。		◎						○				○	○	○	◎内閣府、関係府省庁
02-31		海外安全情報のデータ公開と活用の促進	海外安全情報・領事メールのオープン化（令和元年度に一般企業等への提供の実現）	オープン化されたデータを利用したサービスの利用者数（SNS利用者数含む）	- オープンデータの活用に当たり，フェイクニュース等に悪用される可能性もあることから，情報提供方法を検討した上，政府標準利用規約2.0版に則った利用規約を作成し，データ提供サイトに掲載することとした。平成30年度は，第１四半期に情報提供に当たっての手続フローの検討を実施するとともに，第３四半期までに手続書類の整備を行い，年度末までに必要なシステム改修を完了。 - 令和元年度は，第１四半期に一般への公開予定。 - これにより，これまで海外安全ホームページの閲覧や領事メールによる配信のみであった海外安全情報について，民間サイト／アプリ等での利用が可能となり，より広く国民への提供が可能となる。		◎													◎外務省
02-32		不動産価格指数の開発・提供	不動産価格指数の公表回数	不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数	- 毎月の不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の公表は達成した。また、不動産市場の透明性の向上のため、賃料指数等の新たな指標の作成について検討を行っているが、今後公表していくに当たっては、データの収集方法等が課題。 - そのため、令和元年度も引き続き、不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の算出・公表を行うとともに、不動産市場の透明性向上に向けた指標（賃料指数等）の充実に向けた検討等を実施。 - こうして不動産価格等を適時・的確に提供することにより、行政機関の金融・マクロ政策に活用されるとともに、我が国の不動産市場の透明性の向上が図られる。		◎						○							◎国土交通省
02-33		企業の海外進出、輸出促進の観点で、電子機器輸出の際の有害物質における諸外国の規制基準に関する情報のオープンデータ化推進	オープンデータ数	未設定（令和元年度中に設定）	- 諸外国の有害物質規制の高まりにより、規制対象地域に製品を輸出する企業や、最終製品に組み込まれる材料や部品を輸出する企業において、法規制への対応が課題。 - 有害物質規制基準に関する情報について、機械判読性の高いファイル形式であるオープンデータとして公開し、経済産業省やJETRO等のWebサイトから企業へ随時発信を行う。 - これにより、有害物質規制基準の情報が容易に入手可能となることで、企業の海外進出、輸出拡大を促進。		◎													◎経済産業省
02-34		求職者への有効な情報発信や企業側の自発的な働き方改革につながる「女性の活躍推進企業データベース」のデータのオープンデータ化の推進（法人番号の付記による法人インフォメーションとの連携を含む）	法人番号登録企業数	データベースのアクセス件数	- 平成30年度中に「女性の活躍推進企業データベース」のデータのオープンデータ化を達成するとともに、法人番号未登録企業に対し法人番号の登録を働きかけた結果、法人番号登録企業数が増加。 - 令和元年度も、引き続き法人番号未登録企業に対する登録を推進。 - これにより、法人インフォメーションとの連携が推進され、国民の利便性が向上。		◎					○								◎厚生労働省、経済産業省
02-35		国・地方公共団体の所有する法人情報に係るデータへの法人番号活用の促進	法人番号欄を設定している手続数	法人番号の併記率	- 国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際には、法人番号の併記を原則とし、その利活用推進のため、所要の関連手続の様式等に法人番号欄を設ける等の見直しを行う。		◎				○		○					○	○	◎内閣官房、関係府省庁
02-36		免税品購入データの公開の在り方の検討	公開可否の検討状況	未設定（免税購入データの提供の可否等に係る基本的な対応方針の内容を踏まえて令和元年度に検討）	- 免税品購入データについては、現状電子データで保有をしていない。 - 平成30年度税制改正による免税販売手続の電子化により、令和２年４月以降免税品購入データが順次提出される予定。第１回オープンデータ官民ラウンドテーブルにおける議論内容を踏まえ、個人情報や営業の秘密等に係る課題を含め、公開の可否・在り方について、免税販売手続の電子化を見据えて検討。		◎													◎財務省、国土交通省、経済産業省
02-37		官民連携でのETC2.0データの活用	ETC2.0データの配信の実施（サービス提案者と調整が整ったものから順次）	未設定（ETC2.0データの配信を行う令和元年度以降に発現する見込み）	- 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用に向けて、昨年８月に新たなサービス提案の公募を実施し、11月には19サービス案を選定。 - 民間からの提案サービスのうち調整が整ったものから、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を開始する。 - これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化。		◎													◎国土交通省
02-38		通学路情報の公開・活用の在り方の検討	先進事例の検討状況	未設定（把握状況を踏まえ検討）	- 通学路情報は体系的に整理されておらず、教育委員会や学校によって設定状況等は様々であり、機微な情報も含まれていることを踏まえると、教育委員会、学校、保護者等、関係者の理解を得ることが必要であり、事業者においてデータの公開・活用の効果等を示すことが必要。 - 国としてはまずは、そうした公開・活用事例を収集し、その効果や課題を踏まえ、条件付き公開を含めた公開・活用の在り方について検討。令和２年度に実施予定の学校安全に関する調査の中で、通学路情報の活用状況等について収集予定。		◎													◎文部科学省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
02-39		ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進	地方公共団体、公益事業者等へ公開の呼びかけ	ボーリング柱状図データを公開した団体数	- 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。 - 占用申請者に地盤情報の提出を求めるとともに、今後、標準的なフォーマットでオープンデータとして公開することを検討する。また、地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。 - これにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、ハザードマップ等の精緻化や工事等における安全性や効率性の向上などが期待。		◎													◎国土交通省、内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省
02-40		ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化	国・地方公共団体が保有するハザートマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化に向けた検討状況	ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）	- ハザードマップ（地震、火山、洪水・高潮、津波、土砂災害）の公開については、一部での公開にとどまっているほか、機械判読性の低いデータ形式での公開が主流。 - 平成30年度から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進め、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始した。（平成30年度は国管理の445河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域、47都道府県の土砂災害警戒区域について、画像データでのウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けの配信を開始）令和元年度も引き続きオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討するとともに、ベクターデータ等の提供に向けた検討も進めていく。 - データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。		◎													◎内閣府、◎国土交通省
02-41		指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進	国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数	指定緊急避難場所データへの累積アクセス数	- 災害時において、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、平成31年3月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約8割にとどまっている状況。 - 引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。 - これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。		◎													◎国土交通省、内閣府
03-01	○	データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備	ホームページからの不正競争防止法改正概要の冊子のダウンロード数の増加	価値あるデータについて保有者及び利用者が安心して提供・利用できる環境の実現	- IoTやAIなどの情報技術革新が進む中、多様な産業分野におけるビッグデータの活用が我が国産業の喫緊の課題。 - 第196回通常国会においてデータの不正流通に対する差止制度の創設などを内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の成立を受け、データに対する投資を行う事業者の予見可能性を高めるためのガイドラインを策定し、実務者向け説明会を全国で開催した。引き続き、改正不正競争防止法改正及び「限定提供データに関する指針」の周知・徹底を推進。 - これにより、価値あるデータについて保有者及び利用者が安心して提供・利用できる環境を整備。			◎													◎経済産業省
03-02	○	権利情報を集約したデータベースの利用促進	データベースの利用促進に係る措置の実施状況	データベースの登録件数・利用者数	- あらゆる国民が著作物を創作し、利用する時代において著作物の適法かつ円滑な利用の促進が必要。 - コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するため、これまでの実証事業の成果を踏まえ、未整備の権利情報の集約機能の強化や権利処理機能の実装等の検討を進め、権利情報を集約したプラットフォーム構築のための更なる実証事業を実施。 - これにより、文化の発展及び著作物の経済価値を増大。			◎													◎文部科学省
03-03	○	AI・データの利用に関する適切な契約の促進	事業者・事業者団体に対する周知活動の実施状況	企業におけるガイドライン改訂版の活用状況	- デジタル社会において、データの流通及び利活用は経済発展に不可欠。しかし、データの流通に関するBtoB取引は、契約類型や契約条件が様々。また、データを活用したAI技術の開発についても、AIの特性等に関する相互理解が進んでおらず、契約の取決め方は手探り。その結果、データの流通及びこれを利用したAI開発等に係る契約交渉がまとまらず、データの価値が十分にいかされない実態が存在。 - そこで、経済産業省は、平成30年6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。データ利用に関する契約類型別の契約事項や契約条件等を網羅的に整理するデータ編と、AI技術に係る権利関係や責任関係について交渉ポイントや留意点を示したAI編から成る二部構成とした。また、令和元年6月を目途として、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表予定。今後は、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。また、技術や法制度の変化に伴う更なる改訂や、ユースケースの充実についても継続して検討。 - これにより、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。			◎	○												◎経済産業省、総務省
03-04	○	革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用の認定制度施行に向けた法制度整備・周知並びにデータの提供要請制度の推進	コネクテッド・インダストリーズ税制及び公的データ提供要請制度の認定に係る各種法令・ガイドラインの運用	コネクテッド・インダストリーズ税制を活用した事業の拡大、公的データ提供要請制度を活用した事業の拡大	- IoT機器の普及により収集可能となった大量のデータについて、産業競争力強化や社会課題解決につなげる共有・活用が必要。 - 生産性向上特別措置法の成立に伴い、データ収集・活用等を行う民間事業者の取組を支援するためにコネクテッド・インダストリーズ税制や公的データ提供要請制度を創設し、各種法令・ガイドラインを整備した。今後は、民間団体への案内、Webサイトへの公開等により制度を周知するとともに、産業データ共有事業については予算事業等を活用した支援も併せて実施することで申請を希望する事業者の増加を目指す。 - これにより、産業競争力強化や社会課題解決に向けたデータ利活用を促進し、我が国産業の生産性の向上を実現。		○	◎												◎経済産業省、総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
04-01	○	いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	情報信託機能を活用した実証事業の実施件数（令和元年度3件）	PDS、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出	- プライバシー保護に関する漠然とした不安等を背景として、データの活用が企業内やグループ内にとどまるなど、企業や業界を越えたデータの流通・活用が十分に進んでいるとは言い難い状況。 - 個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みであるPDS、情報銀行及びデータ取引市場の実装に向け、今後、情報信託機能を活用した実証実験及び実証事業を通じたアーキテクチャの検討、情報信託機能の認定スキームに関する指針を踏まえた民間団体による取組状況や、諸外国の検討状況等を注視しつつ、引き続き、必要な支援策、制度の在り方等について検討。 - このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。				◎				○							◎内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省
04-02	○	個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	説明会等への講師派遣及びタウンミーティング実施の件数（年間60回）	パーソナルデータ（匿名加工情報含む。）の適正かつ効果的な活用の促進	- 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護法の趣旨の更なる浸透が必要。 - 個人情報保護委員会は、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に対応し、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。 - これにより、パーソナルデータ（匿名加工情報を含む。）の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。				◎											◎個人情報保護委員会
04-03	○	IoT推進コンソーシアム等を通じた身近な地域におけるIoTプロジェクトの創出等	地域未来投資促進法で支援を行った企業数 （令和2年度までに2,000社）	未設定（令和元年度中に設定）	- IoT推進コンソーシアムにおいては、産業競争力を強化するため、先進的なIoTプロジェクトの選定・発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した革新的モデル事業の創出や支援等を実施し、着実な実績を上げてきたところ。 - 令和元年度からは、官民における各種支援策の拡大やIoT・AIの利活用に向けた環境整備の進展状況を踏まえた取組の見直しを実施し、地方版IoT推進ラボの取組やユーザー企業向け講習会などのIoT人材育成等を通じて、地域におけるIoT利活用の更なる浸透を図る。また、これらの取組や地域未来投資促進法を活用し、令和2年度までに2,000社への支援を目指す。 - これにより、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した地域の課題解決・新事業創出等に向けた取組の創出・発展を図る。				◎									○	○	◎経済産業省、総務省
04-04	○	放送分野におけるデータ利活用	放送データの利活用モデルの策定	放送データの利活用モデルのプラクティスの数	- 通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野においてもデータ利活用を積極的に進めることが重要。 - 放送分野におけるデータ利活用を進めるため、平成29年4月に行った「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正等を踏まえ、令和元年度においては各放送事業者等が収集・管理する視聴履歴などの放送データの具体的な利活用方策について検討し、令和2年度までに当該データの利活用モデルとして取りまとめる。 - これにより、視聴履歴などの放送データを活用した新たなサービス・ビジネスの創出・展開を促進。				◎				○							◎総務省
04-05	○	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	PHRサービスを普及展開していくための調査を実施（令和元年度　調査事業を実施）	PHR実装主体数（令和2年度80団体でPHRを実装）	- 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR）は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。 - 平成28年度から平成30年度までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。 - 令和元年度からは、当該研究事業の成果を踏まえつつ、民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、妊娠・出産・子育て支援や疾病・介護予防、生活習慣病重症化予防に資するPHRサービスの普及展開を図っていく。 - このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。				◎				○					○	○	◎総務省
04-06	○	匿名加工医療情報の利活用の推進	認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模	匿名加工医療情報の利活用件数	- 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を平成30年5月に施行。 - 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。 - 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。				◎				○					○	○	◎内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省
04-07	○	電子レシート（購買履歴）データの流通の検討	標準フォーマットの普及	電子レシートシステム導入事業者数	- 家計簿アプリ等が普及しつつあるが、レシートの電子化・標準化が進んでいないため、消費者本人による購買履歴データの蓄積・活用に限界が存在。平成29年度までに実施した2度の実証実験を踏まえ、平成30年度に電子レシートの標準フォーマットを策定・公表。 - 令和元年度は標準フォーマットを用いたユースケースを発掘。 - これにより、電子レシートデータを用いた新たなサービスの創造を目指す。				◎				○							◎経済産業省
04-08	○	スマートホームの新サービス創出のためのルール整備	整備されたルールを活用した事業者（機器・サービス）連携創出数（令和2年度まで100件）	家庭内機器サービス市場の拡大、国際標準獲得	- メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携について、平成29年度から平成30年度にかけて実施した実証実験等により、基本的な機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備やセキュリティ・プライバシー要件を整理。 - 令和元年度からは社会実装フェーズに移行し、当該ルール等を活用した100件の新サービス創出を目指す。また、平成29年度に国際標準化団体に提案したスマートホームに関する通信機能について、令和元年度中に国際標準獲得を達成する。 - これにより、スマートホームの新サービスを創出し、家庭内機器等から得られるデータを活用したサービス市場の拡大を図る。				◎				○							◎経済産業省、総務省
04-09		位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業	B2B2Cモデルを利用した具体的な事例数	未設定（令和元年度中に検討）	- 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについて適切な保護が必要。 - 平成29年度から複数のモデルケースによる実証事業を開始し、平成30年度中に位置情報等のパーソナルデータの流通契約モデル及び同意取得の在り方に関するガイドラインを策定。 - これにより、電気通信事業者の取得する位置情報等のパーソナルデータの安全な流通環境が整備され、データ活用による新事業・新サービスの創出を実現。				◎											◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
05-01	○	スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現	運用面、制度面の方針策定	未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）	- マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現することが必要。 - できる限り多くの住民が安価にスマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、スマートフォンへの利用者証明用電子証明書の搭載を含め、本年度中を目途に市場動向や技術動向を踏まえた技術的課題等の検討を行い、その結果を踏まえ、速やかに必要な法制上・運用上の措置を講じる。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。 - これにより、公的個人認証サービスへのアクセス手段が多様化し、マイナンバーカードの利便性が向上。					◎			○							◎総務省
05-02	○	公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる 官民のID連携推進	社会実装に向けた検討状況	公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤（サービス）の数	- 民間の団体等によるサービス利用者の現況把握には負担や一定の限界が発生。 - 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、実証結果も踏まえ、その詳細を具体化するとともに、必要な法制度等を検討し、社会実装を図る。 - 公的個人認証サービスで有効性確認ができることにより確実なID管理を実現。				○	◎										◎総務省、経済産業省
05-03	○	海外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等に必要なシステム改修の実施	マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等の実施	- 海外転出後のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用が必要。 - これらを可能とするため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、マイナンバー法 、公的個人認証法等の改正を盛り込んだデジタル手続法が令和元年5月に成立。デジタル手続法の公布後5年以内のサービス開始に向け、地方公共団体その他の関係機関との調整を実施。 - これにより、海外転出後でもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続利用でき、利便性が向上。					◎		○								◎総務省
05-04	○	マイナンバーカードの多機能化の推進	マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数	マイキーID登録者数	- マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。 - 令和2年度の自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の平準化等を進める。また、本年末までにマイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。 - マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。					◎			○			○	○	○	○	◎総務省
05-05	○	マイナンバーカード等への旧氏併記等	全国で旧氏併記の制度の施行	旧氏併記でマイナンバーカード等を発行した地方公共団体数	- 働く女性が勤務先など社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、容易に旧氏等を証明する手段が必要。 - マイナンバーカード等への旧氏併記の制度を令和元年11月から全国で開始予定。 - これにより、勤務先等社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、簡単かつ確実に旧氏等を確認することが可能。	○				◎	◎								○	◎総務省
05-06	○	コンビニ交付サービスの導入推進	コンビニ交付サービス導入市町村の人口	コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数	- 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。 - 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書において、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和元年度末までに1億人が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。 - これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。					◎	○								○	◎総務省
05-07	○	マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	入場管理システム等の実現	入場管理システム等を利用した人数	- 利用者の利便性の向上やイベント運営者の事務効率化、チケット不正転売防止に資する、より確実な本人確認の実現のため、イベント会場等へのチケットレス入場等の入場管理の仕組みの実現が必要。 - マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止、ボランティアなどイベント関係者の入場管理実現のための実証実験の結果を踏まえ、実用化を図る。令和元年度以降の実用化、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等におけるボランティアなどイベント関係者の入場管理への導入を目指す。 - マイナンバーカード等を活用した入場管理の仕組みを実用化することにより、利用者の利便性が向上。	○				◎		○	○							◎総務省
05-08	○	金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進	マイナンバーカードを活用する金融機関数	未設定（本施策の拡大状況を踏まえ、別途設定）	- 金融機関における取引において、利用者の利便性向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。 - このため、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。 - これにより、利用者の手続簡略化等による金融機関における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。	○				◎			○							◎金融庁、総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
05-09	○	災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討	＜マイナポータル活用（情報共有）＞ 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数 （令和元年度 47団体） ＜被災者台帳管理＞ 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数 （令和元年度 47団体） ＜添付書類不要化＞ 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数 （令和元年度 47団体） ＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞ 地方公共団体への普及展開策の検討	＜マイナポータル活用（情報共有）＞ 取扱機関（市町村）数（子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる） ＜被災者台帳管理＞ 被災者台帳管理にマイナンバーの活用を予定している自治体数 ＜添付書類不要化＞ 被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化 （令和2年度から実施） 罹災証明書の情報の庁内連携にマイナンバーを活用する予定の自治体数 ＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞ システムの活用を予定している地方公共団体の数	－ 災害対策・生活再建支援においては、ICTを有効活用することにより、被災者のニーズに対し、これまで以上に迅速かつ的確に対応できるようにするとともに、被災者の負担軽減を図る必要。 － 被災者に適時適切なサービスを提供するため、以下の施策について具体的なスケジュールを定め実行。 ＜マイナポータル活用＞ － 各種被災者支援申請について、被災者がマイナポータルの「サービス検索機能・電子申請機能（ぴったりサービス）」を利用することで、マイナポータルを使って遠隔地からも電子申請できるよう、「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」の周知等を通じ、地方公共団体への導入支援を実施。 ＜被災者台帳管理＞ － 被災者台帳の作成事務において、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を活用し、災害発生時にマイナンバーを利用して円滑に庁内連携や庁外からの情報入手できるよう、引き続き周知。 ＜添付書類不要化＞ － 被災者生活再建支援金の手続において、令和2年度から、マイナンバー制度の情報連携を活用し、住民票の写しの添付を不要化。さらに、デジタル手続法によりマイナンバー法が改正され罹災証明書の交付事務等が個人番号利用事務として追加されたことから、災害発生時にマイナンバーを利用した罹災証明情報の庁内連携が円滑に行えるよう、地方公共団体に対し、周知徹底する。なお、マイナンバーを利用した庁外連携については、今後、費用対効果や地方公共団体等のニーズ等を踏まえ、検討。 ＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞ － 平成30年度において有効性を確認したマイナンバーカードを活用した避難所入退所管理システムについて、災害発生時に活用されるように、今後、地方公共団体に対し普及啓発を実施。					◎										◎内閣官房、◎内閣府、◎総務省、◎厚生労働省、◎防衛省
05-10		国家公務員身分証のマイナンバーカード一体化の促進	システム移行組織数	運用コスト	－ 平成28年3月から国家公務員身分証とマイナンバーカードの一体化を進めており、マイナンバーカードの健康保険証への活用の取組を見据えつつ、また各省の地方支部局等への移行に係る支援を通じ、一体化を更に促進。					◎						○	○			◎内閣官房、全府省庁
06-01	○	条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進	未設定（5Gに関する整備計画を踏まえて、令和元年度に検討）	未設定（5Gに関する整備計画を踏まえて、令和元年度に検討）	－ 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。 － 今後、地理的条件が不利な地域において電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。 － これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。						◎							○	○	◎総務省
06-02	○	条件不利地域等における携帯電話のエリア整備の推進	補助事業実施件数	未設定（携帯電話を利用することができないエリアの解消の具体的方策について検討し、本年夏頃までに結論を得る。）	－ 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や現在の携帯電話システムの主流である3.9世代移動通信システム（LTE）以降のシステムが利用できないエリアがある。このため、不感エリアの解消やエリア内の通信方式の高度化及び利用可能なサービスの品質向上が必要。 － 災害発生時の連絡手段確保等の重要性から、登山道、緊急輸送道路及び災害時に避難所となる施設など、不感エリアの解消を促進するための具体的な方策について検討を行い、本年夏頃までに結論を得る。 － これにより、携帯電話を利用できるエリアを拡大し、緊急時等の安心安全の確保等を推進。						◎							○	○	◎総務省
06-03	○	鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	補助事業実施件数	新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離（令和2年1,105km）	－ 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。 － 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、来年までの解消を目指すとともに、在来線については、令和4年度までに輸送量の90%以上を占める路線区間のトンネルについて携帯電話を利用できる環境の整備を促進する方策について、民間事業者の経営状況等も踏まえて検討を行い、本年夏までに結論を得る。 － これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性向上及び非常時等における通信手段を確保。						◎									◎総務省
06-04	○	地域IXやCDNの活用促進によるデータ通信効率化（仮称）	地域IX及びCDNの実証拠点の設立数（令和3年度までに5か所）	地域IX及びCDNの活用による地域でのトラヒック流通の効率化検証（令和3年度までに15%程度の効率化）	－ 我が国のインターネットは、その大部分のトラヒックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラヒックも都市部を経由して通信。非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆(ぜい)弱性の要因ともなっている。 － 今後、5GやIoT、エッジコンピューティング技術等の利点を十分にいかすためには、このようなネットワーク構成を見直す必要があり、地域でのIXやCDNの活用を促進。 － これにより、今後も増加が見込まれるインターネットトラヒックに対応するためのトラヒック流通の効率化を図るとともに、耐災害性の向上を実現。			○			◎									◎総務省
06-05	○	情報アクセシビリティ確保のための環境整備	仕組みの構築・導入に向けた検討状況	自己評価を行うICT機器・サービスの数	－ IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。 － このため、米・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。 － これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。						◎									◎総務省
06-06	○	Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	サービス及び研究開発に対する助成件数 JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数（令和元年3件）	民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（令和2年70%） ホームページのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体（令和3年77%）	－ 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 － 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、平成29年度の調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成29年度から令和3年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。 － これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。						◎							○	○	◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
06-07	○	4K・8Kなどの高度な映像・配信技術の利用機会の均等	全国世帯に占める4K・8Kの視聴可能世帯の割合 高速無線LAN等が活用されたスタジアム等の数	4K・8Kの視聴世帯の増加	- 4K・8K放送については、平成30年12月から開始した新4K8K衛星放送について、その魅力や視聴方法に関する周知広報の在り方を検討する必要。また、一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、CATVで視聴するためにはネットワークの光化が必要となることなどが課題。 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国の様々な場所で4K・8K等の視聴が可能となるよう、関係者と連携した周知広報活動を強化するとともに放送コンテンツのネット配信に係る実証及びケーブルテレビネットワークの光化への支援を進めるほか、スタジアム等の集客機能・利便性向上のため高速無線LANや高度な映像技術等を活用するなど、官民連携で必要な対策を推進。 - これらの対策によって、4K・8Kの視聴世帯の増加を推進。						◎									◎総務省
06-08	○	IoT地域実装のための総合的支援	計画策定支援事業により策定された計画数（令和元年度：20件） 地域IoT実装推進事業により地域IoTを導入した地方公共団体数 （令和元年度：67団体）	地域IoTを導入した地方公共団体数（令和2年度：800団体） 計画策定支援事業により解決・改善した地域課題数（令和2年度：60件） 地域IoT実装推進事業により解決・改善した地域課題数（令和2年度：276件）	- 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。 - 民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、令和元年度も引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域IoT実装推進ロードマップ」のフォローアップ及び継続的な見直しを行うとともに、地域IoT実装状況に関する調査等により本施策の効果KPI及び更なる地域ニーズ把握を実施。 - このような取組により、成功モデルの横展開を含め令和2年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。		○				◎		○		○			○	○	◎総務省
06-09	○	「デジタル活用支援員」の検討	デジタル活用支援員に係る実証事業の実施状況	デジタル活用支援員のモデル構築	- 本格的なIoT・AI時代の到来に向け、高齢者等が取り残されることなく、ICT機器を利活用し、より豊かな生活を送ることができるようにすることが必要。 - このため、高齢者等が、住居から地理的に近い場所で、心理的に身近な人からICTを学べる環境を整備するため、「デジタル活用支援員」の仕組みを検討。平成30年度のデジタル活用共生社会実現会議での結論に基づき、令和元年度はデジタル活用支援員のモデル構築に向けた実証事業を実施。 - これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる環境を実現。						◎									◎総務省
06-10	○	ICT等を用いた遠隔診療の推進	遠隔医療従事者研修の延べ受講者数	遠隔診療に関する診療報酬の算定件数	- 対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについて、平成30年度診療報酬改定で評価を新設（オンライン診療料等）。 -「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂の状況や、オンライン診療等の普及状況の調査結果等を踏まえ、診療報酬における対応について引き続き検討。 - これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。						◎			○						◎厚生労働省、総務省
06-11	○	防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	新規整備等件数	整備済箇所数（令和元年度までに約3万箇所）	- Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。 - 他方、Wi-Fi環境の必要性、防災面等での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。 - 引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等、官民連携して更なる整備の加速化をさせていく。						◎									◎総務省
06-12		電気通信市場における競争促進	①固定電話網のIP網への移行に伴う競争環境整備の促進等 未設定 ②モバイル市場の競争促進 未設定	①固定電話網のIP網への移行に伴う競争環境整備の促進等 固定電話の全契約数に対する0AB～J IP電話利用番号数の割合 ②モバイル市場の競争促進 市場集中度指数（HHI）	①固定電話のIP網への移行に伴う競争環境整備の促進等 - 令和7年頃に中継交換機等が維持限界を迎えるとされる固定電話のIP網への円滑な移行が求められる中、情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」答申（平成29年3月、同年9月）を踏まえた対応を引き続き行っていく必要がある。 - 上記答申を踏まえた電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）が令和元年5月に施行。 - 引き続き、事業者の取組の促進等を行うとともに電話網移行円滑化委員会における定期的なフォローアップ等を行うことにより、公正な競争環境や利用者利便を確保しつつ、固定電話網のIP網への円滑な移行を実現する。 ②モバイル市場の競争促進 - 大手3社が約9割のシェアを占めるモバイル市場では、インフラを持たないMVNOを含めた事業者間の公正な競争を確保することが必要。 - 総務省では、平成30年10月から「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催。平成31年1月に通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月に成立した。引き続き「モバイル市場の競争環境に関する研究会」等においてモバイル市場における事業者間の公正競争を促進するための方策について検討するとともに、改正法の円滑な施行に向けた下位法令の整備等の準備を進める。 - これらの取組により、モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者利益の向上を図る。						◎									◎総務省
06-13		民放ラジオ難聴解消支援事業	民放ラジオ難聴解消支援事業補助件数	難聴地域のAM放送局整備数	- これまで、平成30年度末のAM放送局（親局）に係る難聴地域解消のための中継局整備率は100%。 - 今後、 引き続き現行の施策を実施。令和元年度は5月に第1回の補助事業の交付決定を行い、10月頃に第2回の補助事業の交付決定を予定。 - これにより、 難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進し、平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保。						◎							○	○	◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
06-14		放送ネットワーク整備支援事業	放送ネットワーク整備支援事業実施件数	ケーブルテレビ幹線の2ルート化等整備箇所数	- 災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となるケーブルテレビネットワークについて、当該網切断による情報遮断の回避といった観点から、当該網切断が想定される箇所等の2ルート化等を行う必要がある。 - 引き続き現行の施策を実施し、令和元年度は第1四半期に補助事業の交付決定を予定。 - これにより、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等を推進し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現し、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供することを推進。						◎							○	○	◎総務省
06-15		Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	情報伝達手段を多重化した地方公共団体数	地理的な制約、年齢、身体的な条件等に関わらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施	- 国はこれまでもJアラートによる緊急情報の発信を実施。 - 引き続き、令和元年度もJアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 - これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。						◎							○	○	◎総務省
06-16		防災SNSの活用	現状のSNSを活用した情報収集をしている地方公共団体にヒアリングをした団体数	本年度中に、災害対応におけるSNS活用ガイドブックの見直し	- 災害対応におけるSNSを活用した情報収集を進めるためには、災害時の人員体制の不足等の課題を解決する必要がある。 - 災害対応におけるSNSを活用した情報収集については、災害発生時に他の自治体から職員が応援として派遣された場合に利用するツールとして活用することとし、現在のSNS活用ガイドブックを見直す。 - これにより、地方公共団体における災害対応時の情報収集を充実させる。				○		◎		○						○	◎内閣官房
06-17		沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業	超高速ブロードバンド環境整備市町村数 （本事業における整備市町村16）	未設定 （令和3年度の全市町村整備後に設定予定）	- ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするため、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速ブロードバンド環境整備が必要。 - 沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業等を実施し、超高速ブロードバンド環境整備を行い9町村の整備が完了。引き続き沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を行い令和3年度末までに残り7市町村の超高速ブロードバンド環境整備を実施。 - これにより、整備した地方公共団体においてICT利用による利便性を等しく享受できる環境を実現。						◎							○	○	◎内閣府
07-01	○	国・地方を通じた行政全体のデジタル化	中長期計画策定省庁数	計画に基づく各施策における改革目標の達成度合い	-「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」を決定するとともに、当該実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成30年度に策定。 - 引き続き、政府情報システム改革など、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する取組を推進することが必要であることから、デジタル・ガバメント実行計画及び各府省庁の中長期計画の改定を必要に応じて実施。 - これにより、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。	○						◎					○	○	○	◎内閣官房
07-02	○	クラウド・バイ・デフォルト原則の導入	クラウド活用数	コスト削減額	- 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。 - さらに、クラウド・バイ・デフォルト原則を具体化した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年6月7日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を策定したところ、各府省庁は本方針を踏まえ、民間クラウドサービスを含めたクラウド技術の積極的な活用を図るとともに、行政機関における先進的な民間ITサービス導入を推進する。また、国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。 - これにより、行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。							◎							○	○	◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省庁
07-03	○	地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援	地方公共団体が策定するクラウド導入等計画における検討状況の把握	クラウド導入市区町村数（令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体）	- クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。 - 地方公共団体がクラウド導入等計画の下で共同化を中心に着実に導入を進めるよう、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど、未導入団体を中心に働きかけを行う。 - これにより、クラウド導入市区町村数の拡大（令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体）を図る。							◎				○	○	○	○	◎総務省、内閣官房
07-04	○	地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の活用推進	AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術に関する参照モデル数	AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数	- 地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の導入に当たっては、データの安全管理措置、コストの低減、汎用化等の課題があり、クラウドAIの活用方法の確立等が必要。 - 令和元年度以降は、①活用が進められていない自治体行政分野へのAI・クラウドAI導入についての標準化、②RPA導入に係る初期費用の補助を行う。 - これにより、地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の活用を推進し、業務効率化、人材不足への対応、地域課題の解決、住民サービスの向上等を実現。		○	○				◎			○			○	○	◎総務省
07-05	○	地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等の削減	未設定（令和元年度に検討）	令和5年度を目途に3割削減（平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。）	-「地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する（3割減を目指す。）。」（「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定））こととされている。 - 地方公共団体へ自治体クラウドの導入やカスタマイズ抑制の促進等について助言を実施。 - 令和5年度を目途に3割削減（平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。）を目指す。							◎				○	○	○	○	◎総務省、内閣官房

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
07-06	○	統合型校務支援システムの導入促進	都道府県単位での共同調達・共同運用モデル数	共同利用型校務支援システムを導入した地方公共団体数 統合型校務支援システムの導入による、業務負担の削減時間数	- 地方公共団体ごとに校務支援システムの対象となる業務の範囲や、扱う校務文書の様式等が異なっているなどの要因により、複数の地方公共団体における校務支援システムの導入・運用が進んでいないという課題が存在している。 - 平成29年度に実施した調査研究において、統合型校務支援システムの活用による業務削減効果が高いと考えられる校務の把握や先行地方公共団体の業務削減測定方法の把握及び事例の分析を行ったところ。平成30年度は、平成29年度の成果を踏まえ、「学校ICT環境整備促進実証研究事業」において、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入を促進するとともに、業務ごとに教員個人の実際の作業時間を測定・比較するなど、実時間に基づいた手法による効果測定を開始した。令和元年度は効果測定を継続し、比較分析を行うとともに、システムの運用における個人情報の取扱や運用ルール（システムの活用を前提とした効率的な校務の実施手順等）の策定を進める。 - これらの施策を推進し、学校における教員の事務作業負担を軽減しつつ、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、学校教育の質を向上させる。							◎						○		◎文部科学省
07-07	○	校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化	スマートスクール・プラットフォームを導入可能な学校数	具体的なデータを基に指導・対応を行った教員の割合 データに基づいた教員の指導により学習・生活環境が充実した児童生徒の割合 教育現場におけるクラウド導入率	- 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活用の観点からはその改善が急務。 - クラウド化を推進し、両システムの安全な情報連携手法の確立に向け、令和元年度は前年度に引き続き地域実証を推進するとともに、その成果を踏まえて、スマートスクール・プラットフォームの標準仕様及び次世代ICT環境の在り方に関するガイドブックについて、同年度末までに確定版を取りまとめる。 - 本手法の普及により、教員の業務効率化、両システムのデータを活用したアダプティブな学習指導、生徒指導等を可能にする。							◎	◎					○	○	◎総務省
07-08	○	気象庁情報システム基盤の整備	気象庁情報システム基盤に統合したシステム数（令和6年度、23システム）	社会の要請に応じた新たな気象情報の提供 システムのライフサイクルコストの低減	- 自然災害の軽減、交通の安全等のための新たな気象情報の迅速な提供や、急速なデジタル技術の進展に対応した幅広い利用者のために標準化した形式での情報提供が求められている。しかし、業務ごとに整備している現行システムでは、上記のような新たなニーズへの迅速な対応が困難である。 - このため、令和元年度より仮想化技術を用いた「気象庁情報システム基盤」の構築に着手し、現行23システムについて、令和6年度までに順次統合することを目指す。 - これにより、今後、新たな気象情報の迅速な提供や利用者ニーズに対応した標準形式による提供を実現するとともに、システムのライフサイクルコストの低減を図る。							◎								◎国土交通省
07-09	○	政府情報システム改革	削減した運用コスト	令和3年度を目途に運用コストの3割削減 ※政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化の取組に基づくKPIについては、令和2年度の具体的な情報システム関係予算額等を踏まえて設定する予定	- 政府情報システム改革に関しては、政府CIO自らによる各府省庁へのヒアリング・レビューやコスト削減に関するノウハウの集約・横展開等を実施し、これまで取組を着実に推進。平成30年度までに731システムを削減し、国のシステム数の半減（平成24年度（1,450システム）比）の目標を達成。 - 令和3年度を目途に運用コストの3割削減（平成25年度（約4,000億円）比）に向けた取組を着実に実施。 - これによって得られた節減効果を、官民データの利活用促進やサイバーセキュリティ対策など、より付加価値の高い分野への投資に活用。							◎								◎内閣官房、総務省、全府省庁
07-10	○	サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進	サービス改革を行う具体的なサービス数	サービス改革の各施策における改革目標の達成	-「デジタル・ガバメント実行計画」において、サービス改革の原則を「サービス設計12箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）を各府省庁が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック（β版）」を作成。 - 引き続き、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立った個別サービス改革の検討・取組を行う。 - これにより、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実現。	○						◎								◎内閣官房、総務省、関係府省庁
07-11	○	ブロックチェーン技術等を活用した政府の業務改革の推進	政府の情報システム等においてブロックチェーン技術を活用した実証の実施	実証の結果も踏まえた革新的な電子行政の実現に向けた計画の策定	- ブロックチェーン技術の社会実装に向けて、運用面、ルール面及び技術面の課題を解決する必要。 - 行政や公共性の高い分野への先行的な導入を見据えた実証を行い、その実証結果等を踏まえ、引き続き導入の実現性の高いユースケースについて、平成30年度に抽出された課題解決を主眼とした検討・検証を実施。 - これにより、ブロックチェーン技術の特性をいかした継続的な運用を見据えた社会実装を推進。							◎								◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、金融庁
07-12	○	土地情報連携の高度化	登記済通知書CSVデータの取込に際しての手間の削減等のための方策及びその展開方法の方針の決定（令和元年度中） 不動産番号等の収録方法や収録計画の方針の決定（令和元年度中）	登記済通知書CSVデータを活用する地方公共団体数	- 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。 - 地方公共団体におけるシステムの状況及びニーズの調査（アンケート）を実施し、その結果を踏まえ、登記済通知書CSVデータの取込に係る負担の削減等のための方策や、その展開方法について検討を行い、令和元年度中にその方針を決定。また、各種台帳等において不動産番号等を収録するため、そのコスト・労力の規模等を踏まえ、当該不動産番号等の収録方法や収録計画（制度的手当の要否を含む。）について検討し、令和元年度中にその方針を決定。さらに、アンケート結果を踏まえ、各種台帳等の管理システムについて、中長期的なシステム更改のスケジュールに合わせて、データ項目・表記等の標準化・共通化の検討を行い、見直しを実施。 - これにより、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待。							◎								◎内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
07-13	○	国税情報システムの高度化	システムの開発	運用コストの低減	- 経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応した税務行政を実現するため、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づきながら、手続オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、ワンストップサービスの実現など「納税者の利便性の向上」を図るとともに、組織内では書面中心からデータ中心の事務処理へと転換しつつ内部事務を集約処理するなど、「課税・徴収の効率化・高度化」を図る必要がある。 - このため、国税情報システムについて、セキュリティや安定運用に十分に配慮しつつ、令和8年度には、既存のメインフレーム中心の構成からオープンシステム化された構成へと全面刷新することを目指す。 - これにより、情報システムに係る運用コストや機能追加経費の低減を図りつつ、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現。							◎								◎財務省
07-14	○	運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化	新運転者管理システムの開発進捗（令和元年度中に全体の方向性を決定）	未設定（令和4年度以降に検討）	- 運転免許証は、国民生活に密着したライセンスとして広く普及しており、運転免許証の交付、更新などの手続に関しては、より一層国民の利便性向上や負担軽減が求められている。また、運転免許の管理等を行う運転者管理システムをはじめとする警察情報管理システムについては、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、同じ仕組みを複数構築運用するなど整備・維持に係るコストの増大などの課題がある。 - これらの課題を解決するため、警察庁が警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備し、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組む。具体的には、令和元年度に現行システムに係る現状調査、BPRの検討を行い、令和2年度から新システムの構築を行う。令和4年度以降順次、警察庁及び都道府県警察のシステムを移行する。 - これにより、システムの機能の合理化・高度化による国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減に取り組む。	○						◎	○							◎警察庁
07-15	○	医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化	新システム構築の進捗状況（令和3年9月稼働予定）	システム調達及び運用コストの低減	- 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務等に係る職員及び審査委員の業務負担（審査・データの手入力等）が課題。 - 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、令和元年度前半を目途にソフトウェアの分離調達を完了させるとともに、システム開発コスト、ランニングコストなどのコスト低減効果について、規制改革会議や保険者（費用負担者）などの関係者への説明を検討。 - 審査支払機関における審査プロセスの見直しにより、審査に係るコンピュータチェック寄与度の向上や審査支払業務に係るコストを低減に貢献。							◎								◎厚生労働省、内閣官房
07-16	○	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進	データベースへのデータ登録件数（令和元年度末までに進捗状況を評価できる指標を検討）	データベースからのデータ提供件数（令和2年6月までに提供件数を評価できる指標を検討）	- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。 - 平成29年度中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、令和元年度には、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、研究者へのデータ提供を開始。 - 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献。							◎								◎厚生労働省
07-17	○	交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進	プログラム又はシステムを導入した都道府県数	交通規制情報を利活用した自動運転の実現	- 平成30年度は、都道府県警察に対し、各都道府県警察の交通規制情報を標準フォーマットに変換するプログラム又は標準仕様書に基づく交通規制情報管理システムの整備を促進。 - 令和元年度以降も、引き続き、都道府県警察に対し、プログラム又はシステムの整備を促す予定。 - これにより、運転者が交通規制情報を的確に把握することが可能となるほか、自動運転の実現に寄与することを期待。		○					◎	○				○			◎警察庁
07-18		ハローワーク業務・システムの見直し	システム運用経費の削減額	オンラインでハローワークのサービスの提供が受けられる仕組みを構築することによる利便性の向上 支援が必要な利用者に対するマッチング支援を充実	- 令和元年度の次期システム運用開始に向け、共通基盤系、職業紹介系及び雇用保険系の調達を実施し、設計開発を開始している。このうち職業紹介系については、令和元年度から段階稼働させ、令和3年度末までに業務・システムの見直しを完了させる。 - 現行システムから次期システムへの円滑な移行に向けて、スケジュールに沿って職員研修及び移行作業を実施する。 - これらによりハローワークの利用者に対する、懇切・公正・迅速なサービスの提供の実現に加え、システム経費の削減を図る。							◎								◎厚生労働省
07-19		公的年金業務の業務・システム最適化	厚生年金保険関係届書平均処理期間	厚生年金保険関係届書平均処理期間の短縮	- 刷新プロジェクト（記録管理システム・基礎年金番号管理システムの刷新）については、新たな環境の変化・ニーズに対応し、現行システムの根本的な問題を解消する新たな業務体系・システムを構築するため、以下のようにフェーズ1・フェーズ2として段階的に実施していく必要がある。 - 具体的な取組 （フェーズ1） ・現行データベースを前提に、審査・入力・決裁までの処理を一元管理するための「経過管理・電子決裁サブシステム」（制度共通機能）を構築（平成29年1月～稼働）。 ・主として事務センターで実施している資格得喪等の主要届書の審査・決裁事務の電子化・統一化。 （現31届書（年間処理件数の約80%）に対応） ・今後、対象届書を順次追加。 （フェーズ2） ・制度別・年金事務所別のシステム・データベースを個人別の構成として、新たなデータベースを構築。 ・新データベースへの移行に併せて、業務サブシステムも再構築。適用・徴収業務の電子化・統一化等を行う。 ・フェーズ2の本格着手に当たっては、以下を踏まえながら進める。 （a）業務プロセス点検の徹底した実施 （利用者視点も含めて） （b）開発準備工程の実施（本格開発に先行したプロトタイプ検証の実施、工程分割の検討等）など - これにより、中長期に持続可能な公的年金業務の安定基盤を確立する。 刷新プロジェクトについては、プロジェクト憲章（刷新プロジェクトの目的や基本的な考え方、スケジュール、課題及び実施体制等を記述）に基づき、年金記録の管理や業務の正確性、システムの安全性、安定性等が適切に確保されるよう留意しながら開発を進めていく。							◎								◎厚生労働省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
07-20		地域情報プラットフォームの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における準拠製品の導入率	- 地域情報プラットフォームについて、運用効率の改善を含めた導入効果の検討が必要。 - 地方公共団体内のシステム間のデータ連携項目の標準を定めている「地域情報プラットフォーム」を見直し、カスタマイズの原因となっているデータ項目の洗い出しや追加等を行う。 - これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を進め、運用効率の改善を推進。							◎	◎					○	○	◎総務省
07-21		中間標準レイアウトの拡充・普及	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における利用率	- 中間標準レイアウトについて、データ移行費の削減効果及び新たな活用方法の検討が必要。 - 地方公共団体内の旧システムから新システムへデータ移行する際のデータ標準を定めている「中間標準レイアウト」について、カスタマイズ抑制に十分に貢献ができるよう、データ項目の見直し等を実施する。 - これにより、地方公共団体における中間標準レイアウトの利用率を向上させる。							◎	◎					○	○	◎総務省
07-22		革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進	研究開発の事例数	社会実装された事例数	- 自ら特徴を捉え進化するAIを視野に、革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発を推進。また、より革新的なAI研究開発を推進させるとともに、府省連携による研究開発成果を関係省庁にも提供し、政府全体として更なる新産業・イノベーション創出や国際競争力強化を牽引。							◎								◎内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
08-01	○	分野横断的に連携できるプラットフォームの整備	データ連携基盤の開発進捗	データ連携基盤の本格稼働	- Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間などで散在するデータを連携させ、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするプラットフォーム（データ連携基盤）の整備が必要。 - 総合科学技術・イノベーション会議において、SIP（第2期）の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、分野間データ連携基盤の研究開発を進めることとし、現在、全体計画の検討を進めている。引き続き、IT総合戦略本部が、総合科学技術・イノベーション会議とともに司令塔として、積極的に取組を推進。 - これにより、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤を実現。								◎					○	○	◎内閣官房、総務省、経産省、内閣府
08-02	○	API整備の推進	API管理機能を通じたAPI公開数 マイナポータルにおけるAPI公開数	API管理機能を通じたAPI利用件数 マイナポータルにおけるAPI利用件数	- API連携の推進を図るためには、APIの標準化やAPI利用者に対し利便性の高い情報提供等を実施することが必要。 - e-Gov及び文書管理システムのAPIの拡充に当たり、APIの標準化や情報提供の一元化・標準化等を図るための共通的なAPI管理機能を整備することにより、これらのシステムのAPI連携を推進。 - マイナポータルにおける情報流通のハブとなるAPI連携のための基盤の整備を進め、国、地方公共団体及び民間のオンラインサービス間のシームレスな連携を拡充する。								◎							◎内閣府、◎総務省、内閣官房
08-03	○	データ利活用型ICTスマートシティの推進	分野横断的なデータ利活用によるスマートシティに対する補助の交付決定数（令和元年度4か所）	横展開及び自主財源による構築を含む分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数（令和2年度末までに延べ26か所）	- 人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化等の各都市・地域の抱える多様な課題が存在。当該課題解決を目的として、分野横断的なデータ連携のための基盤（プラットフォーム）整備などの「データ利活用型の街づくり」について支援を実施。平成29年度及び平成30年度においては、計9か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とはいえない。 - 分野間・スマートシティ間でのデータ連携を更に進展させるため、今後も先進的モデル構築の支援を行うとともに、構築されたプラットフォームを利用した横連携方策について検討を行う必要があることから、令和2年度末までに、自主財源による取組も含め、先進的なデータ利活用型ICTスマートシティを全国において26か所に構築。 - 上記の取組により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。								◎					○	○	◎総務省
08-04	○	Connected Industriesの実現に向けた取組の推進	Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数	Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決	- 第四次産業革命による技術の革新を踏まえて、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する「Society 5.0」を実現する必要。 - 「Connected Industries」というコンセプトの下、新たな産業システムを構築するため、平成29年度に設置した重点5分野（自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安及びスマートライフ）の分科会において、取組の具体化等に向けて集中的に議論。企業・産業を越えた協調領域における官民のデータ共有や人材育成等に向けて具体化した取組を平成30年度から本格化し、着実に実施。 - これにより、人、モノ、技術、組織等が様々に繋がることによる新たな付加価値の創出と社会課題の解決を目指す。								◎		○					◎経済産業省
08-05	○	データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数	事業者における産業分野別セキュリティガイドラインの利用状況	- Society 5.0の実現に向けて、産業構造、社会の変化に伴うサイバー攻撃の脅威の増大への対応が必要。そのため、Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」（以下「CPSF」という。）を平成31年4月に策定。 - 今後、CPSFを各産業分野に展開し、データ流通に求められるセキュリティ対策を含む、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進するとともに、産業横断的な対策が求められるデータそのものの信頼性確保の手法等について検討。 - これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものがつながるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。								◎	○						◎経済産業省
08-06	○	産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	未設定（令和元年度中に方針が固まった段階で検討）	未設定（令和元年度中に方針が固まった段階で検討）	- デジタル時代のビジネスにおいては、サービスやオペレーションを管理するシステムのスピードや柔軟性又はセキュリティ対応の差が競争力を決定する要因の一つとなる。 - このため、企業におけるデジタルガバナンスの実施状況を客観的に評価するための基準（「デジタルガバナンス・コード」）の策定や、当該評価結果に基づき格付けを行う「DX格付制度」創設等により、企業の経営改革、レガシーシステムからの脱却などを促進し、本格的なDXを推進する。また、非競争領域におけるシステムの共通化に取り組もうとする業界等を支援する機能・体制を構築し、効率的かつ競争力の高い情報システムの開発を支援する。さらに、平成30年9月に公表されたDXレポートにおいて今後取り組むべき点として示された「ユーザー企業とベンダー企業間のモデル契約ガイドラインの改訂」についても引き続き取り組む。 - これにより、重要産業を中心とした民間部門において、競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステムガバナンス、システム投資を促進。								◎			◎				◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
08-07	○	中小企業支援プラットフォームの構築	サイトの登録者数（令和4年度までに65万人）	中小企業支援プラットフォームを通じた中小企業関連補助金の電子的申請の利用率	- 行政による中小企業向けの支援情報サイトの乱立等により、いかなるWebサイト にアクセスすれば事業者にとって必要な情報を入手できるのかが不明瞭である状況。中小企業政策を充実させるためには、施策情報を広く周知することが重要。 - そこで、中小企業向けの情報発信から申請手続までを1つのサイトで完結できるプラットフォームを構築し、行政に一度提出した情報を再度提出しなくてよいワンスオンリーの仕組みを導入し、中小企業の手続負担を軽減するとともに、当該プラットフォームを通じて得ることができる中小企業に関するデータを活用し、個々の事業者の状況・ニーズに応じた適切な支援策をプッシュ型で発信を行うサービス等を提供。あわせて、中小企業向け施策の執行状況や実績等の把握につなげていく。令和2年度からプラットフォームの運用を開始し、順次サービスを拡大。 - 令和元年9月以降に本番システムのリリースを予定しているJグランツ（補助金申請システム）と連携することにより、利用率の向上を目指す。						◎		◎							◎経済産業省
08-08	○	医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等分野における識別子（ID）の導入	オンライン資格確認システムの構築	オンライン資格確認に参加する医療機関数	- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。 - 医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の来年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。 - 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、制度面・技術面・運用面での検討を進めていく。 - これらにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。				○	○			◎							◎厚生労働省、内閣官房、内閣府
08-09	○	健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	健康・医療・介護分野のデータ利活用に係る実証を通じて、データ利活用を行った対象者数（令和元年度　2つのサービスについて実証を実施）	健康・医療・介護分野のデータ利活用に係るサービスモデルの具体化と、実装したい地域・企業等における実装数（令和元年度　2つのサービスモデル）	- 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。このため、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みが必要。 - 平成29年度中にクラウド化・双方向化等による地域のEHR（Electronic Health Record）の高度化の推進及び広域連携の在り方（セキュリティ確保策等）やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方等に関する実証を実施。また、平成30年度は、これらの実証等の成果を踏まえ、全国的な保健医療情報ネットワークの構築や実運用に向けた技術面、運用面での更なる検討を実施するとともに、当該ネットワークを活用した①医療機関と介護事業者等の間の情報連携、②レセプト情報を活用した保険者と医療機関等の間の情報連携及び③保険薬局間における調剤情報連携に係るサービスモデルについて実証を実施し、医療・介護連携の際の標準仕様案の策定等に資する検討を行った。医療機関と介護事業者等の間の情報連携についての実証成果等を踏まえ、厚生労働省においては、令和元年度に、医療・介護連携に必要な情報について、一定の標準仕様を作成する。さらに、令和元年度以降も、総務省と厚生労働省は連携して、①保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの具体化に向けた検討を行う。また、令和元年度において、②医療・介護関係者の協力を得て、レセプトデータを活用した診療支援等におけるサービスモデルの構築に資する実証及び③DtoD（医師－医師間）も含む遠隔医療の新たなモデル構築に資する調査・実証を行う。 - このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。				○	◎	○		◎					○	○	◎総務省、厚生労働省
08-10	○	電子カルテなどの情報を活用した医薬品等の安全対策	MID-NETの利用可能症例数（令和2年度520万人）	MID-NETの利活用件数（令和2年度までの累積81件）	- 医薬品等の評価や安全対策の高度化を推進し、薬剤疫学的手法による副作用の解析などを行うため、電子カルテなどの医療情報を大規模に収集・解析することが必要。 - 平成30年度から400万人規模の医療情報データベース「MID-NET」の本格的な運用を開始し、行政、製薬企業及びアカデミアが利活用を行っている。 - 利用可能なデータ規模の拡大が課題であり、他の医療情報データベースとの連携に向けた取組を推進し、データ規模の拡充を目指す。また、CINとも連携して、更なる医薬品等の安全対策等の高度化を推進。								◎							◎厚生労働省
08-11	○	観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMOネット」の活用の推進	DMOネットの活用を促進するための措置実施状況	DMOネットの登録DMO数	- 現状、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等が十分に行われておらず促進が必要。 - 各地域の取組を支援するため、平成29年度に構築したDMOネット活用モデルや平成30年度に調査したDMOネット活用事例を踏まえ、DMOネットの更なる活用を促進する。 - これにより、地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進。								◎							◎国土交通省
08-12	○	銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）	オープンAPIの導入銀行数（令和2年6月までに80行程度以上）	金融庁登録の電子決済等代行業者数	- 平成30年6月に改正銀行法が施行された。便利で質の高い金融サービスを生み出すエコシステムの形成のために、銀行とフィンテック企業との間でwin-winの関係を実現することが重要。 - 令和元年度も引き続き、金融界及びフィンテック業界と連携して、オープンAPIの利活用の推進、フォローアップを実施していく。 - これにより、銀行とフィンテック企業との間におけるオープンイノベーションを促進し、多様で利便性の高いサービスを実現。								◎							◎金融庁
08-13	○	電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討	電子タグの出荷枚数（令和7年まで1,000億枚以上）	労働生産性の改善（令和7年2%（実績）ベース）	- 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といったことが課題。平成29年度までの実証実験を通じてサプライチェーン情報共有システムの試作版を構築。平成30年度には情報共有システムの改修を行い、再度実験を実施することを通じて、電子タグを用いたサプライチェーン情報共有システムの仕様を策定。 - 令和元年度は策定した仕様の周知を図る。 - これにより、令和7年までにコンビニエンスストアで電子タグの実装を目指し、標準化された形式で共有できる環境を実現。								◎							◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
08-14	○	事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進	全銀EDIシステムに関する周知広報及び商流EDIと金融EDIの連携に向けた検討の状況	未設定（商流EDIの普及状況を踏まえ検討）	- 平成30年12月に全銀EDIシステムが稼動したが、今後も、XML電文の利用者である企業に対し、周知広報を実施し利用を促していくことが必要。また、商流EDIと金融EDIを連携させるに当たり、課題を整理し取組を推進していくことが必要。 - 令和元年度は引き続き、より多くの企業にXML電文が利用されるよう企業向けの周知広報を行うとともに、商流EDIと金融EDIの連携に係る取組を推進する。 - これにより、金融EDIを起点とした企業の財務・決済プロセスのIT化を促進し、企業の生産性向上等を実現。							◎							◎金融庁、経済産業省
08-15	○	イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し	未設定	未設定	- 近年、ITを活用した新たなサービスを創出するプレイヤーが金融分野に進出するなどの環境変化が生じており、機能・リスクに応じた必要な利用者保護等は確保しつつ、イノベーションの促進や利用者の利便性向上に資する環境を整備することが求められている。 - このため、現在の業態ごとの関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。特に、現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化・柔構造化を図る。また、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。 - これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーションや、金融サービスの質をめぐる競争を促進。							◎							・「決済」分野の横断化・柔構造化：◎金融庁、経済産業省 ・横断的な金融サービス仲介法制：◎金融庁
08-16	○	スマートフードチェーンによる生産・流通改革	スマートフードチェーン基盤の構築	スマートフードチェーン基盤の活用事業者数	- 人口減少に伴い国内市場が縮小する中、農水産業を成長産業にしていくためには、拡大し続ける世界の食市場に向けて、我が国の高品質な農水産物・食品の輸出を強化することが重要。 - 農業データ連携基盤の機能拡張により、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応える世界初のスマートフードチェーンシステムの構築を進める。具体的には、データ連携に向けた標準化やセンシングによる生産から流通までのデータ集積技術の開発を進めるとともに、高精度な生育・出荷予測に基づく生産・需要のマッチング、輸出を含めブロックチェーン技術等を活用した品質管理・トレーサビリティ等の実現に取り組む。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産品の輸出拠点機能の強化を図る。 - これらの取組を通じて、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。							◎	○						◎農林水産省、内閣官房、内閣府、国土交通省
08-17	○	データをフル活用したスマート水産業の推進	スマート水産業データ連携基盤（仮称）の構築（令和2年まで）	漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供（令和3年度までに10サービス以上）	- 水産分野においては、公的データが一元的に管理されておらず、また、非公開の情報が多いため、ITを活用した技術やサービスの横展開が進まず、漁業現場で有効活用されていない。 - 令和元年度から、多種多様な水産分野の情報を活用するためのデータ連携基盤の構築・活用等について検討し、提言を取りまとめるための産学官協議の場を設置・運営を開始するとともに、令和2年までにデータ連携基盤を構築し、サービス提供を開始。 - これにより、水産資源管理の高度化と効率化、水産業分野における生産性向上を実現。		○	○	○				◎	○						◎農林水産省、内閣官房
08-18	○	農業情報の標準化の推進	策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドライン等数（令和元年度11件）	標準化に係るガイドライン等を参照した企業数	- データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき10項目の個別ガイドライン等を策定。 - 令和元年度以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じて見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤による取組状況等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。 - これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。							◎							◎内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省
08-19	○	農業生産のスマート化	病害虫被害データの収集スキームの構築 バーチャルラボの構築	病害虫被害データの収集件数 バーチャルラボの利用機関数	- 農業者の減少と高齢化、さらには後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、生産性の高い農業生産を実現する必要がある。 - そのため、AIを活用した病害虫診断技術の構築、データの持続的な蓄積を通じて精度が高まっていく育種システムの自律的維持といった農業生産スマート化に資する取組を推進。 - 以上の取組により、農業者に対する病害虫管理の支援、高効率・短期間での品種改良を実現。							◎	○						◎農林水産省
08-20	○	スマート農業を実現するための農地情報公開システムの見直し	農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのアクセス数 農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数	全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（令和5年度までに8割）	- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、大半の農業委員会においては、農地情報公開システムにおける農地台帳、農地地図のデータ更新等が課題。 - 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業や、農地区画情報の取得等について、スマート農業への活用、利用者の利便性向上に資するよう、システムの見直しを実施。 - 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。							◎							◎農林水産省、内閣官房
08-21	○	森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進	森林クラウドを導入している都道府県数 木材需給情報データベースの構築	私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積を5割に増加（令和10年度末までに5割） 木材需給情報データベースの活用事業者数	- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。 - これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業体等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。 - 効率的なサプライチェーンの構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。							◎							◎農林水産省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
08-22	○	農業AIサービス等の利用促進に関する適切な契約の促進	農業AIサービス等の導入促進のための契約ガイドライン策定	事業者における農業AI契約ガイドラインの利用状況	- 高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI（人工知能）やIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進しているところ、AI技術を利用するソフトウェアの利用段階におけるユーザーとベンダー間の権利関係の考え方が一般的に整理されておらず、契約トラブル等によりAI農業の開発・利用に支障が生ずるおそれがある。 - 農業AIサービスにおける契約ガイドラインを令和元年度中に策定。 - これにより、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の現場での導入促進を図る。			○					◎							◎農林水産省
08-23	○	海事生産性革命（i-Shipping）	建造分野及び運航分野における生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化に係る支援事業における採択件数	世界における建造量シェア（令和7年までに30%）	- 生産性向上のための研究開発補助を行うとともに、開発された新技術の実用化及び普及を促進し、海事産業全体の生産性向上につなげる取組が必要。 - 船舶の開発・設計、建造、運航の各段階において、AI、IoT等を活用した抜本的な生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化の支援を実施。 - 令和7年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを目指す。								◎							◎国土交通省
08-24	○	地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等	循環システムの形成により作成・提供される分野数、参加団体数（令和元年度までにデータ分野数10、参加団体数40）	G空間情報センターの平均月間ページビュー数（令和元年度までに平均月間ページビュー数9万5千件以上）	- 地理空間情報を頻繁に使う分野におけるデータ作成をこれまで行ってきたが、他方面にも地理空間情報の活用を拡げるため、これまで活用が進んでいない分野における有用性の高いデータを作成することが課題。 - そのため、今後は地方公共団体のデータを中心に幅広いデータの収集・登録を行い、現在作成している4分野をはじめとしたデータ作成を進め、令和元年度には既存登録分を含め合計分野数としてデータを10分野作成し、循環システムへの参加団体数40団体以上、G空間情報センターの平均月間ページビュー数9万5千件以上を目標として利用の拡大を促進。 - これにより、データの流通・利活用に必要な取組を推進し国民の利便性を向上。								◎							◎国土交通省
08-25	○	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	訓練または災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施	国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現	- 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。 - SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。 - これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。						○		◎					○	○	◎内閣府、文部科学省
08-26	○	準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	安否確認サービスの導入地方公共団体数（令和3年度までに20都道府県）	安否確認サービス端末の配置数	- 平成30年11月1日に準天頂衛星システムの運用を開始し、7県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。 - 未導入の地方公共団体への安否情報システムに関する説明を行うとともに、端末貸出の公募を継続し、利用拡大に向けた端末貸出の拡大を行う。 - 令和3年度には20都道府県程度への普及を促進し、被災者の安否情報の迅速な把握に貢献。								◎					○	○	◎内閣府
08-27	○	国土交通データプラットフォーム整備	データ連携基盤の開発進捗	データ連携基盤の本格稼働	- Society5.0の実現に向けた必須の社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。 - 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にすることを目指し、データ連携基盤の整備に着手する。 - これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションの創出を目指す。								◎							◎国土交通省
08-28	○	港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築	港湾関連データ連携基盤へ接続可能な港湾関係者数（令和元年度までに設定予定）	港湾関連データ連携基盤各種機能の利用回数（令和元年度までに設定予定）	- 港湾関連データ連携基盤の構築に向けた官民共同の検討の場として、「港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会」及び、「サイバーポート検討WG（港湾・貿易手続）」を立ち上げ、港湾関連データ連携基盤構築に向けた調査・分析及び議論等を進める。また、港湾・貿易手続の現状を把握するため、アンケート調査等を実施し、分析等を進めている。 - 令和元年度も引き続き、当該連携基盤の構築に係る追加調査、分析等を進めるとともに、当該連携基盤の要件の検討等を実施する。これらの取組を着実に進め、令和2年末までに当該連携基盤を構築する。 - 港湾関連データ連携基盤の活用を通じて、港湾物流における生産性の向上、国際競争力向上、ひいては港湾行政の効率化や災害対応力の向上を図る。	◎	◎					◎	◎	○			○	○	○	◎国土交通省、内閣官房、財務省、経済産業省
08-29		第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進	国際標準提案数	国際標準獲得	- 大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化が進み、IoTの進展等に必要な技術の確立とその活用が求められている。 - そのため、製造システムで使われるデータの拡張方式のルール化について国際標準化の取組を実施。 - これにより、異なる製造システムをつないでモノづくりを行うスマート工場の実現化に貢献する。								◎							◎経済産業省
08-30		サイバーセキュリティお助け隊の構築	サイバーセキュリティお助け隊の実証を行う地域数	未設定（本施策の推進状況を踏まえ、別途設定）	- 地域の中小企業であっても、例外なくサイバー攻撃の脅威にさらされている実情が徐々に明からになっていることを踏まえ、中小企業の実態に即した現場支援を強化することが必要。 - このため、経済産業省では、損保会社やITベンダー等と連携して中小企業の相談窓口を設置し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築をめざし、2019年に全国8地域（15都道府県）で実証事業を開始。 - 実証事業を通じて中小企業を取り巻くサイバーリスクの実態把握をすすめ、将来的には民間のサービスとして自走していくことを目指す。								◎							◎経済産業省
08-31		予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	予防接種履歴と診療情報の紐付けされたデータ数	モデル事業の実施状況	-「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。 - このため、平成30年度においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施する。 - これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。				○				◎						○	◎厚生労働省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
08-32		国立高度専門医療研究センター（NC）や学会等が構築する疾患登録システム等のネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築による効率的な臨床開発のための環境整備	構築したシステムの疾患数（令和2年度までに15疾患）	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究の実施件数（令和2年度までに20件）	－ 15疾患について、引き続き疾患登録システムの構築を行うとともに、疾患登録システムを活用した効率的な治験・臨床研究を令和2年度までに20件実施。								◎							◎厚生労働省
08-33		健康・医療・介護分野のICT活用におけるメリットの提示、インセンティブ付与等を通じたデータ・ICT活用促進の検討	健康・医療・介護分野のICTインフラについて、令和2年度からの稼働を目指す。	未設定（令和2年度中に検討）	－ 健康・医療・介護分野のICTインフラを、令和2年度から本格稼働させるべく具体的な検討を進めることも踏まえ、健康・医療・介護分野のICT活用におけるメリットの提示、インセンティブ付与等を通じたデータ・ICT活用促進を検討。								◎							内閣官房、◎厚生労働省
08-34		保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの整備状況	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みでのデータ利活用	－患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについて、令和3年10月以降稼働させることを目指す。 －さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を踏まえて検討しつつ、運営主体や費用負担のあり方等の検討を進め、来年夏までに、その実現のための工程表を策定する。 －これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。								◎							◎厚生労働省
08-35		医療画像を収集し、画像診断へのディープラーニング技術の応用に向けた研究開発	学会による自律的な医療画像データ収集体制の構築数	令和2年度中に検討：令和2年度まで研究事業を実施中	－ 保健医療分野におけるAI開発を加速するために、AI診断支援研究開発の支援が必要。 － 平成29年度から学会を中心とした医療画像データの収集体制の構築を開始し令和2年度までにディープラーニング技術応用に向けた収集体制の構築を目指す。 － これにより、日本におけるAI研究開発の加速化が期待できる。								◎							◎厚生労働省
08-36		訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（訪日外国人旅行者の要望・不満調査）	調査対象国籍数（投稿者国籍数）	訪日外国人旅行者数、訪日外国人消費額	－ 平成30年度事業においては、平成29年度の調査手法、対象国及び調査分野を見直し、災害等が多発し外国人旅行者への情報提供が課題視された状況を踏まえ、災害発生時等における外国人旅行者のSNS等の投稿内容について調査したところ、災害発生時等における訪日外国人旅行者の関心の高い分野についての示唆が得られた。 － 令和元年度は、平成30年度の調査結果も踏まえ、訪日外国人旅行者の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望について、現状を把握し、その具体的な解決策を検討する。 － これにより、受入環境整備に関する施策立案に対し、調査から得られた示唆を各施策に反映させ、その実効性を高める点で寄与。								◎							◎国土交通省
08-37		災害リスク情報の利活用手法の研究開発	研究開発成果を一部活用した、国または自治体と連携した取組として、訓練・ワークショップの実施回数、または、災害発災時の情報発信を年1回以上実施	災害リスク情報検索システム及び協働型地域防災システムの構築により、災害リスク情報の利活用手法に基づく協働型地域防災手法を提案	－ 災害リスク情報の利活用による協働型地域防災手法の確立のため、以下の取組を実施する。 － 災害マネジメントサイクル（予防・警戒・対応・回復）に沿って一連のプロセスを構築する手法に係る初期プログラムの有効性を検証し、改良を行う。また、自治体向けや地域ｺﾐｭﾆﾃｨ向けのシステムの動的連携機能の有効性を検証し、改良を行う。 － これにより、自然災害に対する我が国のレジリエンス（強靭性）を高め、自然災害リスクを軽減させることを目指す。								◎					○	○	◎文部科学省
08-38		地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム	地球環境情報プラットフォームの利用者数（令和2年度5,400人）、 登録データセット数（令和2年度350件）	未設定（令和2年度に設定予定）	－ 地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行う地球環境情報プラットフォーム「DIAS」の利用者数及び登録データ数は、ともに順調に増加している。 － 引き続きシンポジウム、フォーラムなどを実施し、DIASの周知に努め、令和2年度までに利用者数5,400人、登録データセット数350件の達成を目指す。 － これとあわせ、多くのユーザーに長期的、安定的に利用されるための運営体制の整備や共通基盤技術の開発を推進することにより、DIASが広く学術研究や国際貢献、産業利用などに活用されることが期待される。								◎							◎文部科学省
08-39		自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進	アーキテクチャを定義するためにビジネス、機能、データ、アセットの各レイヤの情報を整理・構造化	アーキテクチャに基づく効率的な研究開発、分野横断可能なサービス実現に寄与する環境を提供	－ 平成30年度までにダイナミックマップの開発、管理・配信技術を確立し、高精度3D地図の整備及び配信を実現した。 － 令和元年度に、民間の地理系データを活用した他分野連携の実証事業や既存関連事業等の整理・構造化等を通じて、データ連携、国際標準化等に資するアーキテクチャ（機能、ルール、データ、アセット等及びそれらの関係性を可視化したもの）を設計・構築する。 － これにより、民間の地理系データを活用した他分野連携のサービス検討に必要なルール、データ等を明確にし、自動運転の社会実装を加速する。								◎							内閣官房、◎内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
08-40		不動産総合データベースの本格運用	不動産総合データベースの本格運用	業務の効率化や消費者サービスの向上	－ 様々な機関に分散して存在する不動産に関する情報を一元的に把握できる「不動産総合データベース」の本格運用開始に向け、検討・調整を行う必要がある。 － このため、令和元年度中を目途に、運営事業者の選定やシステムの構築等を実施する。 － これにより、本格運用を開始した「不動産総合データベース」の活用を通じて、不動産取引の効率化や消費者サービスの向上を図る。		○						◎							◎国土交通省
08-41		Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	研修の実施回数 災害情報の視覚化等のための実証地域数	Lアラートの導入都道府県数（令和元年度当初47都道府県） Lアラート高度化システムの導入都道府県数（令和2年度末15都道府県）	－ 平成30年度においては、地方公共団体職員（主に市町村職員）等を対象にした研修を20箇所の地域で実施。また、Lアラートを介して提供される情報（文字情報）に地理空間情報を付与した避難指示等を情報発信するための標準仕様の策定に関する調査研究等を実施。 － 令和元年度も引き続き、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。また、Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、その標準仕様を速やかに策定する。さらに、令和2年度末にはLアラートの地図化システム等のLアラート高度化システムの15都道府県での整備を目指す。 － これにより、実証実験やシステム実装で得た知見を活用し、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用を推進。								◎					○	○	◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
09-01	○	地域課題の解決に向けたICT先端技術の研究開発等の推進	研究開発等の実施件数	未設定（令和元年度中に設定）	- 我が国において「Society 5.0」に向けて大きな変革期にある中、地域の活性化と持続的な経済成長を達成していくためには、地域へのICT先端技術の社会実装が重要である。 - このため、令和元年度から、持続可能な地域社会の実現に向けて、「Society 5.0時代の地方」を支えるICT先端技術の研究開発と地域実装を総合的に支援するため、地方公共団体や利用者のニーズを吸い上げ、フィールドトライアルを繰り返しながら、技術を高度化・汎用化する研究開発を推進。 - これにより、地域におけるSociety 5.0に向けた先端技術の実装を加速。							○	◎	○					◎総務省
09-02	○	「異能vation」プログラムの推進	公募への応募倍率	応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合	- 破壊的イノベーションの種となるような技術課題の公募を実施。突き抜けた技術課題を発掘するために全国各地に広く周知を行い、既存の政府系R&Dで3倍程度のところ応募倍率10倍以上を達成。 - 挑戦への取組を支援する「異能vation 破壊的挑戦」プログラムを推進。より突き抜けた課題になるようスーパーバイザーからのアドバイスや評価を実施。当該プログラムの卒業生による地球規模の情報発信を開始。 - ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価とすることにより、アンビシャスな技術課題への挑戦を奨励するとともに、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進することにより、応募のうち、社会展開や実装を目指す課題の割合50%以上を達成する。								◎	○	○					◎総務省
09-03	○	5Gと交通信号機との連携によるトラステッドメッシュネットの全国展開	令和元年度　交通信号機に設置する5Gアンテナ等の仕様案の作成及び試作、機能確認 令和2年度　仕様案修正、小規模社会実証 令和3年度　量産前提仕様案作成、大規模社会実証 令和7年度　全国展開完了	交通信号機に設置する5Gアンテナ等実装数	- 高速大容量・低遅延・多数接続の新たな通信方式である5Gについては、稠(ちゅう)密なネットワークを構築した際の安定的な通信の確保のためのアーキテクチャ構築が課題。また、全国で約20.8万基設置されている交通信号機のうち、通信機能を有し集中制御されているものは全体の3割程度にすぎず、その高度化が急務。 - このため、交通信号機を活用した5Gネットワークを構築することにより、5Gネットワークの全国展開の加速化と、セキュアかつ低コストな交通信号機の高度化の双方の実現を目指す。具体的には、20万箇所以上のノード・接続ポイントを有する全国的なトラステッドなメッシュネットの運用を目指したアーキテクチャ構築、セキュアかつ確実な通信と一般向けの通信を混在させる仕様策定、動作の信頼性が確保され耐タンパ性を有するチップ開発等を行う。また、5Gアンテナ等の交通信号機への設置及び全国展開の検討、公共インフラとしての5Gアンテナ等の活用に向けた検討等を実施する。 - これにより、防災、安全・安心、健康・医療・介護、産業振興等、既存の社会ソリューションを革新する次世代社会システムの広範な実現を目指す。								◎		○					◎内閣官房、◎総務省、◎警察庁
09-04	○	AIを活用した「保健指導支援システム」の研究推進	AI保健指導支援システムの導入に向けた実証テストを実施（令和元年度　実証テストを実施）	AI保健指導支援システムを導入した地方公共団体数（令和2年度　10以上の地方公共団体において実証・導入）	- 各地方公共団体が保有するデータ（健診・レセプト、事例データ、エビデンスデータ等）の活用が不十分。 - 平成29年度から地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムの開発を開始。平成30年度には開発を完了し、また、3自治体で実証しているところ。今後、令和元年度中に地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムを開発。令和2年度以降、システムを導入する地方公共団体を拡大。 - これにより、国民の健康維持・増進を図るとともに、地方公共団体における医療費の適正化を実現。							○	◎					○	◎総務省
09-05	○	個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業	介入期間が終了した被験者数	健康情報を活用して、生活習慣病予防等に取り組む保険者数	- 生活習慣病等の領域では、各個人の生活習慣や行動をいかに効果的に変容させられるかが大きな課題。 - このため、IoT機器（ウェアラブル端末等）やその取得データを活用して、行動変容を促進し、生活習慣病等の予防・改善を図る実証研究を実施。行動変容を促すアプローチの方法を検討するとともに、機器・ソフトウェアの開発につなげる。同時に、当該実証研究を通じて取得される健康情報等をデータベース化し、解析することにより、行動変容の促進や糖尿病等の改善につながるアルゴリズムの開発等を目指す。平成29年度から令和元年度までの3年間の事業期間内に、重症者予防効果等の検証と行動変容を促進するアルゴリズムの開発を行うとともに、本施策の効果を図る指標を明確化。 - これにより、糖尿病等の予防・改善につながるサービスの高度化やその効果についてのエビデンスの構築を進め、保険者等へのサービスの導入・普及を目指す。								◎						◎経済産業省
09-06	○	臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進	事前評価委員会により評価・採択とされた研究課題数をもとに、その継続分について、中間事後評価委員会の中間評価により継続と判断された課題の割合（令和元年度目標100%）	終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など）（令和元年度目標は前年度と同水準）	- 健康・医療分野（介護・福祉分野を含む。）の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能（AI）を用いた恒常的な仕組みづくりが必要。 - 令和元年度も健康・医療分野におけるデータ利活用のための基盤構築研究を推進するとともに、医療データ分析による行政政策の科学的根拠の創出や、実用可能な保健医療分野におけるICT・AIシステム開発研究を促進。 - 本研究事業により、AIの保健医療分野への応用及び実装、種々の医療データの横断的分析による更なる医療の質向上を実現。								◎						◎厚生労働省
09-07	○	利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等	令和元年度に新規で6件の追加開発（予定）	ロボット介護機器の市場拡大（令和2年に国内市場規模500億円に拡大）	- ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。 - 平成29年10月に改訂されたロボット技術の介護利用における重点分野に基づき、引き続き4分野5項目について研究開発を加速していく。 - 以降、事業の適時に中間評価等を実施し、自立支援等に資する介護機器開発等を目指す。								◎						◎経済産業省、厚生労働省
09-08	○	8K等高精細映像技術の医療応用の推進	遠隔手術支援システム及び内視鏡診断支援システムの開発状況	臨床試験を実施し、医療上の有用性等を検証	- 8K等高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うとともに、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策と課題の検討・検証等を実施。 - 8K内視鏡システムの構築に関する研究事業（平成28年度～平成30年度）については、平成30年3月にヒト（大腸がん患者）を対象とした臨床試験を実施し、医療上の有用性を検証した。当該検証を踏まえて、令和元年度は、8K内視鏡システムを応用した遠隔手術支援システムの開発を実施する予定。また、AI診断支援システムの構築に関する研究事業（平成29年度～令和元年度）については、システムの構築に向け、引き続き、8Kなど高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策や課題の検討・検証等を実施する必要がある。 - これらの取組を通じて、安全な手術等による根治性や治療後のQOLを向上。								◎						◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
09-09	○	診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発	「先進的医療機器・システム等技術開発事業」における採択課題が決定後に設定	「先進的医療機器・システム等技術開発事業」における採択課題が決定後に設定	- 医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んでいるものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。 - 令和9年度までに4件の先進的医療機器等の実用化を目指す。 - これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。									◎						◎経済産業省
09-10	○	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化	導入機関数　100件	一定程度の社会的普及・認知度	- 多言語音声翻訳技術の研究開発を進めるに当たり、翻訳サービスを提供する際の基盤となる「クラウド型翻訳サービスプラットフォーム」の実用化が課題。 - 平成31年4月に、これまで開発してきたクラウド型翻訳サービスプラットフォームを民間事業者が立ち上げたことを受け、その利用促進のための周知活動を実施予定である。また、NICTと連携して、様々な分野の翻訳データを集積する「翻訳バンク」の取組を推進するとともに、関係府省との連携により、技術の普及・利活用の促進を図る。 - これらの取組等により、音声翻訳技術を活用した新たなサービスの創出に寄与。									◎						◎総務省
09-11	○	農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星などの先端技術の活用に向けた研究開発	無人走行システムの実現、省力化に貢献するロボット等の実用化数	ロボット等の導入により効率化された作業等	- 農林水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に改善するため、AI、IoT、ロボットなどの先端技術の活用に向けた研究開発に取り組む必要性が存在。 - 農業機械の遠隔監視下での無人システムを令和2年までに実現することを目指し、安全対策技術を含め、研究開発実証を推進。令和2年までに農林水産業・食品産業分野での省力化等に貢献する新たなロボットを20種類以上市場へ導入。また、平成31年から先端技術を現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として実証を実施。 - これにより、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。					○			◎						◎農林水産省、内閣府、総務省、経済産業省
09-12	○	スマート農業関連実証事業（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）	実証グループにおける見学会等の実施（令和元年度に実証グループの全てで実施）	実証グループにおける見学会等のスマート農業の広報活動を通じた担い手等への波及	- 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。 - 最先端の技術を生産現場に導入・実証することにより、スマート農業技術の更なる高みを目指すとともに、社会実装の推進に資する情報提供等を行う取組を支援。 - これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。									◎						◎農林水産省
09-13	○	第5世代移動通信システム（5G）実現に向けた研究開発・総合実証試験	5G研究開発、実証試験の進展	5Gの社会実装を目的とした総合実証試験の実施件数（令和元年度20件） 5G商用サービス開始（令和2年）	- 平成31年1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。 - 引き続き、基地局の小型化や高信頼化等に関する研究開発や5Gの社会実装を目的とした総合実証試験を実施し、5G実現に向けた検討を推進。 - これにより、目標どおりに5Gが実現することで、新たな通信インフラの提供が可能となり、国民の利便性が向上。									◎						◎総務省
09-14	○	豪雨・竜巻予測技術の研究開発	NICTが実験観測運用を継続的に行い、関係各機関と連携し、実用化を踏まえたフェーズドアレイ気象レーダーの二重偏波化技術を確立。暖候期（特に7月～9月）の安定した運用（7月から9月までの3か月間のデータ取得率7割以上）。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた実証実験を実施（実証実験3件以上）。	- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での活用に向けての評価が必要。 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、競技会場を対象とした評価のための観測（MP-PAWRとしては実験試験局）及び実証実験を実施。 - これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における安全な大会運営の実現と来訪者の安全な滞在に寄与。								○	◎						◎総務省、内閣府、文部科学省、国土交通省
09-15	○	世界最高水準の生産性を有するAIターミナルの実現	『AIターミナル』の実現に向け、以下の取組を実施 熟練技能者の暗黙知の継承（令和3年度まで） コンテナ蔵置場所の最適化（令和2年度まで） コンテナダメージチェックの効率化（令和4年度まで）	コンテナターミナルにおける外来トレーラーのゲート前待機の解消（令和5年度までに解消する）	- 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局においては、AIターミナルの実現に向けた各取組を行い、コンテナターミナルの生産性を飛躍的に向上させるための環境を整備している。 - 令和元年度以降、国際コンテナ戦略港湾において遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、平成30年度から、ターミナルオペレーションの効率化に向けたAI等活用に関する実証事業を開始している。 - これにより、令和2年度までに所要のシステム構築等を行い、荷繰り回数の最小化の改善効果等について明らかにするとともに、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有するAIターミナルの実現を目指す。								○	◎						◎国土交通省、内閣官房
09-16	○	「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	「官民ITS構想・ロードマップ」本文	「官民ITS構想・ロードマップ」本文	- 自動運転（SAEレベル3以上）の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発を推進。 - 法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を策定したが、自動運転に係る技術は急速に進歩しており、その実情を踏まえながら、上記大綱で引き続き検討を行うとした項目も含めてフォローアップ会合で制度見直しの検討を継続。技術開発は実証実験にてフォロー。 - これにより、令和2年以降の自動運転を実現。									◎				○	○	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
09-17	○	自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転移動サービスの実証プロジェクトの実施	自動運転の実現	- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。 - 隊列走行については、後続無人システムの開発を進め、引き続き後続無人システムの実証実験（後続有人状態）を実施する。無人自動運転移動サービスは、車両の高度化、環境等の難易度や制約条件の変化等を行い、引き続きモデル地域での実証実験を実施する。また、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについては、自動運転に対応した道路空間の基準等の整備や持続可能なビジネスモデルの構築などのため、長期間（1～2か月程度）の実験を中心に実施。 - これにより、隊列走行については、令和2年度に高速道路（新東名）での後続無人隊列走行技術を実現。また、無人自動運転移動サービスは、令和2年度までに実現。									◎				○	○	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
09-18	○	小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進	実証実験件数	有人地帯での目視外飛行の実現	- 官民協議会で策定したロードマップに沿って、平成30年度には山間部等において、検証実験を含む補助者を配置しない目視外飛行での荷物配送が実施された。 - 今後、技術開発の状況等を踏まえ、令和元年度内に制度の基本方針を策定する。 - これにより、2020年代前半からの有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。									◎						内閣官房（◎補室、IT室、日本経済再生総合事務局、内閣サイバーセキュリティセンター）、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
09-19		特許行政事務における外部からの問合わせ対応へのAI関連技術の活用	事業の実施状況	AIを活用した応対記録作成支援ツールの構築・試行的な導入	- 業務量の大きい外部からの問い合わせ対応へのAI活用について、平成30年度は精度検証を目的とした実証事業を継続。 - 令和元年度は、平成30年度の実証結果を踏まえ、問合せ対応支援ツールの試行的な導入を行い、職員による使用を促進。 - これにより、ユーザーサービスの向上や職員の業務負担軽減に貢献。									◎						◎経済産業省
09-20		畜産・酪農について、ICT、ロボット技術等の活用による省力化した生産技術の開発	省力化した生産技術の数（令和2年度まで4つの生産技術体系を開発）	開発した技術の生産現場での採用件数（達成目標は令和2年度までに設定する）	- これまで、搾乳ロボット活用技術、泌乳平準化技術、周年親子放牧技術、省力牧草生産技術等の開発を進めてきた。今後、より実用的な技術にするために、データ蓄積による改良や、評価、現場実証等が必要。 - 令和元年度から令和2年度まで、これらの生産技術について、改良、評価、実証等の研究を進める。 - これにより、令和2年度末までに、技術開発を完了し、畜産・酪農現場の省力化に貢献。									◎						◎農林水産省
09-21		最先端スーパーコンピュータ等の開発・運用	HPCIの中核となるスーパーコンピュータ「京」の年間運転時間（年間3,000時間以上）	集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数（年間260件以上）	- スーパーコンピュータ「京」を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）を構築・運用するとともに、この利用を推進。また、 令和3年から令和4年頃の運用開始を目標に、世界最高水準のスーパーコンピュータであるスーパーコンピュータ「富岳」（ポスト「京」）を開発。									◎						◎文部科学省
09-22		次世代人工知能・ロボット中核技術開発	本プロジェクトで取得される特許等を活用したロボットの開発数	次世代人工知能を実装したロボットの研究開発の高度化	- 引き続き次世代人工知能・ロボット中核技術開発において次世代人工知能を活用したロボットの研究開発を推進していく。									◎						◎経済産業省
09-23		「IoT/BD/AI 情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業	標準化提案数	標準化の獲得	- 2件以上の標準化の獲得に向けて、引き続き関係者に働きかけを行う。令和元年度までに先進的な利活用モデルに関する国際標準化に向けた取組を推進し、その成果（デファクトスタンダード獲得に向けた外国政府・外国企業との共同研究合意等の国際的活動の成果を含む。）を2件以上獲得。 - これにより、情報の共有化や処理の高速化が進み、国民へのサービスの利便性向上が期待。									◎						◎総務省
09-24		多様性を内包し、持続可能な社会の実現に向け、社会課題解決に資するAI関連インクルージョンプロジェクトの検討・実行	「AIインクルージョン推進会議」の開催数（平成30年度3回）	未設定（提言されたプロジェクトの実行の進捗を踏まえて令和元年度中に検討）	- 様々な分野においてAIの社会実装を加速することが必要。 - 令和元年度は、「AIインクルージョン推進会議」において、「外国人」等のケーススタディを選定し、ユーザ視点から社会課題の解決に資する具体的なプロジェクトを提言するとともに、当該プロジェクトの速やかな実行につなげる。 - これにより、多様性を内包し、持続可能な社会の実現に貢献する。			○						◎						◎総務省
09-25		次世代人工知能技術の研究開発	次世代人工知能技術のプロトタイプ等の設計・開発状況	研究成果の実用化数	- 深層学習は学習に莫大なデータ及びコスト（計算資源、電力）を要することから、人工知能技術を様々な用途に適用するためには、学習用データの小規模化・省電力化を実現する次世代人工知能技術が不可欠。 - そこで、平成29年度から研究開発に着手、平成30年度にプロトタイプ等の設計・開発、令和元年度に次世代人工知能技術の確立を目指す。 - 研究開発終了5年後までに計1件以上の研究開発成果の実装を行うことが目標。									◎						◎総務省
09-26		人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト	未設定（令和元年6月を目途に策定される政府のAI戦略及び本事業の外部評価の結果を踏まえて設定）	未設定（令和元年6月を目途に策定される政府のAI戦略及び本事業の外部評価の結果を踏まえて設定）	- 革新的な基盤技術の開発に向け、深層学習の原理の解明や、現在の人工知能技術では対応できない高度に複雑・不完全なデータ等に適用可能なアルゴリズムの開発が必要。 - 平成28年度から理化学研究所に設置された革新知能統合研究センター（AIPセンター）において、革新的な人工知能基盤技術の研究開発や社会的課題の解決に向けた応用研究等を実施。 - 革新的な基盤技術の構築等により、新たなサービスや産業の創造といった豊富な価値を社会経済に提供。									◎						◎文部科学省
09-27		戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）	採択評価の実施 選抜評価の実施 継続評価の実施 終了評価の実施	終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合	- PDCAサイクルに基づき採択評価、選抜評価、継続評価及び終了評価を実施。平成29年度に終了した研究課題の終了評価では、9割が当初の見込みを上回る成果を得た。 - 研究開発実施者に対して、継続評価等での評価委員のコメントや終了評価の評価項目を意識して研究開発を行うよう依頼した。また、評価委員からの指摘を踏まえ、PD・POに付託し評価基準の明確化を実施。 - 適切なPDCAサイクルにより施策を実施し、プログラムの見直し等により、ICT分野におけるイノベーション創出を推進。									◎						◎総務省
09-28		脳情報による無意識での価値判断を活用した評価手法の研究開発	脳情報を用いた印象評価の基盤技術の確立	当該技術の利用希望者数	- 現状、人が物事をどのように感じ、理解し、判断しているかを認識するかに当たっては、アンケートなどの間接的な手法を用いるしかなく、特に無意識下での情動を評価することは難しい。 - 人の感性を脳活動から客観的に評価し、製品・サービス等に対する脳活動情報を無意識での価値判断等に応じて適切に処理を行う脳情報通信技術の研究開発を行い、脳情報を用いた印象評価の基盤技術の確立を目指すに当たり、平成29年度よりプロトタイプシステムの構築、行動指標等を考慮したモデルの構築を進め、令和元年度は、多課題への対応を目指したより多様な脳情報を統合したモデルの構築を実施する。 - これにより、各種産業における製品評価手法の提供に寄与。									◎						◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
09-29		全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備	TSPS（信号情報活用運転支援システム）及びDSSS（安全運転支援システム）を運用する都道府県数	TSPS及びDSSS整備交差点数	- 平成30年度までは、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPSの整備を実施し、右折時の事故が多い交差点にDSSSの整備を実施。 - 令和元年度以降も、引き続き,交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPSの整備を実施し、右折時の事故が多い交差点にDSSSの整備を実施。 - これにより、交通事故から国民の生命,身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境の整備が可能。									◎						◎警察庁
09-30		G空間次世代災害シミュレーションの研究開発	火災延焼シミュレーションの開発状況（令和2年度:高精度化の完了）	火災延焼シミュレーションを用いる消防本部数（令和2年度：100件）	- 市街地延焼火災対策のためには、地域ごとの火災リスク評価に基づき、火災防ぎょ計画の検討やその訓練を可能とすることが必要。 - 平成30年度に火災延焼シミュレーションの実行に必要な家屋・延焼経路データの整備を完了し、令和元年度までに日本全国における地域ごとの延焼リスクの評価と定量化を可能とするシステムを開発。令和2年度までに火災延焼シミュレーションを100以上の地方公共団体の消防本部に導入。 - 地域ごとの延焼リスクに基づいた市街地延焼火災対策により、例えば、市街地大火の発生や拡大を抑止することで、安全・安心な国民生活を実現。									◎				○	○	◎総務省
09-31		新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	運用単位あたりの通信処理速度を拡大する技術の確立	研究成果の実用化	- 平成30年度は課題Ⅰとして5Tbps級高速大容量･低消費電力光伝送技術,課題Ⅱとしてマルチコア大容量光伝送システム技術,課題Ⅲとして高効率光アクセスメトロ技術の研究開発を行った。各課題で方式検討,試作を行い,どの手法が最適であるかの検討を進めた。 - 令和元年度は平成30年度の結果を踏まえ,方式の決定を進めるとともに、これにあわせた試作を行う。 - これにより、光ネットワークのトラフィック増加に対処する技術の確立が期待される。									◎						◎総務省
09-32		災害対応のための消防ロボットシステムの研究開発	消防ロボットシステムの開発状況 （平成30年度：実戦配備可能型ロボット開発完了、令和2年度：改良型ロボット開発完了）	石油化学コンビナート等における特殊火災・爆発への無人化対応	- 平成28年度に完成した一次試作機である各単体ロボットを用い、各消防本部と連携し、消防本部の訓練施設や複数の石油化学コンビナート内での一部自律機能及び遠隔操縦による運用試験を実施した。改良点等を明確化。 - 平成30年度に開発が完了した実戦配備可能型ロボットについて、令和元年度から実施する実証配備を通して、機能の最適化、コストダウン、新技術の導入等を進める。さらに、海外への展開も検討を進める。令和2年度に改良型の完成。 - 消防ロボットシステムを配備することにより、石油化学コンビナート等における特殊火災・爆発への確実な対応を実現。									◎						◎総務省
09-33		次世代救急自動車の研究開発	未設定（令和元年度中に検討）	未設定（令和元年度中に検討）	- 現場到着時間・病院収容時間の延伸防止。 - ITS　CONNECTを用いた安全防護システムの実証実験開始。平成30年度は実証実験を継続するとともに、その結果を踏まえた実用化の検討を実施 - これにより、救急車の安全性が向上。									◎						◎総務省
09-34		新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備	オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の開発状況 （令和2年度：運用開始）	未設定（運用開始までに検討）	- SINETは日本全国の国公私立大学等を100Gbpsの超高速回線で結ぶ研究情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。 - SINETは平成30年度に国際回線を増強し、世界最高水準の性能を確保。令和元年に東京-大阪間に400Gbps回線を増設し、さらなる高速化を図る。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤は、平成30年度に研究データ基盤を開発し、令和元年度に実証実験、試運転を行い、令和2年度の運用開始を目指す。 - 利用ニーズに応じたSINET回線の増強を継続的に実施するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の開発を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。									◎						◎文部科学省
09-35		首都直下型地震等の大規模災害の発生時に複合災害への対応も含めて都市機能を確実に維持することを目的に官民の連携による、ビッグデータ・AI等を活用した高精度な被害予測・推定のための研究開発	本プロジェクトへの参画機関数 （令和2年度：80機関）	総合的な災害対応、事業継続、個人の防災行動等に資する適切な情報提供の在り方の確立	- 民間企業の保有するデータの更なる拡大を図るとともに、精度の異なるデータの統合手法を開発することにより精緻な即時被害把握等を実現する。また、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備する。 -これらを活用し、IoT/ビッグデータ解析による都市機能維持の観点からの情報の利活用手法の開発を目指す。									◎				○	○	◎文部科学省
09-36		救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入	FAST（現場急行支援システム）及びPTPS（公共車両優先システム）を運用する都道府県数	FAST又はPTPSの機能を有する車載機台数	- 平成30年度までは、FASTについては、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPSについては、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。 - 令和元年度以降も、引き続き、FASTについては、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPSについては、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。 - これにより、緊急車両の早期現場到着が可能となり、国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境を整備することが可能。									◎						◎警察庁
09-37		プローブ情報の収集、活用及び提供	交通管制センターにプローブ情報収集機能が導入されている都道府県数	災害発生時のプローブ情報を活用した交通情報提供回数	- 平成30年度までは、42都道府県警察がプローブ情報収集機能を導入。 - 令和元年度以降は、新たに5県警察がプローブ情報収集機能を導入する予定であり、47都道府県警察での導入が完了する予定。 - これにより、災害発生時に、民間事業者が収集するプローブ情報を集約して交通情報の提供等に活用することが可能となるほか、交通事故から国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境を整備することが可能。									◎						◎警察庁
09-38		多様な素材・プロセスから製造される部材・構造体の性能・寿命などを予測し、逆に欲しい性能や寿命から材料・プロセスをデザインするマテリアルズインテグレーションシステム（MI）の開発	データベースの構築	データベースの利用状況 ・MIシステム（MI1.0）の企業検証　16件 ・データベース利用件数　24件	- 令和4年度中に欲しい性能から材料・プロセスをデザインできるマテリアルズインテグレーションシステム(MI)2.0の完成に向け、材料課題に応じたデータフォーマットの設計と事実上の標準化、データ変換技術、ユーザーフレンドリーなインターフェース、情報の共有/秘匿を適切に管理するためのセキュリティ技術等を開発するとともに、対象材料の拡大を継続。									◎						◎内閣府、文部科学省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
09-39		高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業	採択テーマ数 （詳細） ・公募により事業全体として10件を超える研究開発テーマを採択、技術開発を実施。	消費電力性能 （詳細） ①革新的AIエッジコンピューティング技術の開発 令和4年度までに消費電力性能等で従来比10倍以上を実現する技術を確立。 ②次世代コンピューティング技術の開発 令和9年度までに消費電力性能等で従来比100倍以上を実現する技術を確立。	- 平成30年度に公募を行い、事業全体として21件の研究開発テーマを採択し、技術開発を実施。 - KPI（消費電力性能）の達成に向けて、引き続き、研究開発を推進。									◎						◎経済産業省
10-01	○	不足するセキュリティ人材等の計画的な育成	情報処理安全確保支援士登録者数の前年同期比 政府機関におけるセキュリティ・IT人材としての研修受講者数	情報処理安全確保支援士の登録者数（令和2年度までに3万人超） 橋渡し人材（部内育成の専門人材）のスキル認定者数	- セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務であることから、「サイバーセキュリティ戦略」に基づいて推進する。 - 経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成28年10月から開始。令和2年度までに登録者数3万人超を目指す。 -「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、各府省庁は、平成28年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進。民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材のスキル認定者数の充足を図る。										◎					◎内閣官房、経済産業省、総務省
10-02	○	IoTネットワークを運用・管理する人材の育成	研修の実施回数	スキルの認定を受けた技術者等の人数	- IoT時代のネットワークにおいては、多様なサイズのデータの流通や変動の激しいトラヒックを処理することが求められ、ソフトウェアを活用した新たな運用・管理が不可欠となるため、ソフトウェア制御等、ネットワークの柔軟な運用スキルを持つ人材の育成が必要。 - 平成29年度から、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練及びスキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始。令和元年度中に資格制度として完成させ、令和2年度以降、推進体制等を通じて定常的に人材育成を実施。 - ソフトウェア技術を用いてネットワークを運用・管理できる人材を育成することにより、IoT時代の膨大かつ多様なデータ流通を支えるネットワークインフラの強化を図り、新たなサービスの促進を加速。										◎					◎総務省
10-03	○	地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	派遣地域数	地域IoTを導入した地方公共団体数（令和2年度800団体）	- 平成30年1月29日に全国の地域情報化アドバイザーが一堂に会した全体会議を実施したところ。引き続き、地域IoTの実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を実施する必要があるという意見が寄せられたことから、平成30年度においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。平成30年6月から11月末まで派遣申請を受け付け、242団体に派遣決定した。 - 令和元年度については、4月中を目途に地域情報化アドバイザーの委嘱を行うとともに、派遣申請の受付を開始し、令和2年3月まで順次派遣を実施する予定。 - 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。										◎			○	○	◎総務省
10-04	○	実践的サイバー防御演習（CYDER）	演習等の開催回数	セキュリティ人材の育成数	- 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。 - 平成30年度は、CYDERについて107回の演習を開催し、2,666名が受講。地方公共団体からは、490団体、1,664名が受講。令和元年度も、新たなコースやシナリオの開発を行いつつ、同規模で演習を実施。 - これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進。										◎					◎総務省
10-05	○	小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材やe-ラーニング等の活用の促進	官民コンソーシアム（「未来の学びコンソーシアム」）による外部人材や教材情報の提供	令和2年度以降のプログラミング教育の円滑な実施	- 小学校におけるプログラミング教育が必修となる中、教員による指導を支援する体制が必要。 -「未来の学びコンソーシアム」において、令和2年度までに学校のニーズに応じた外部人材及びe-ラーニングなどの教材活用を可能とすることを目標として推進。 - 民間との連携により、教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニーズを踏まえた教材の開発促進等により、これからの社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ活用の基盤となるリテラシーの育成が期待。										◎			○		◎文部科学省
10-06	○	プログラミングなどICTに関する地域における学習環境づくり手法の検討	学校でのプログラミング教育を通じてITへの興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域における発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインの策定	活用事例数	- 学校でのプログラミング教育を通じて、プログラミング等のICTを学びたい児童・生徒等が発展的に学び合う機会（地域ICTクラブ）が重要。 - 平成30年度に、地域において児童生徒等が発展的・継続的に学べる環境づくりの在り方について中間取りまとめを実施。令和元年度末までにガイドライン（ガイドラインに基づく活用事例の創出計画を含む。）を策定。 - ガイドラインの活用により、ICTへの興味・関心を高めた児童生徒等が、誰でもどこでも発展的・継続的に学べる環境を作り、先端ICT人材の育成に資する。					◎				◎					◎総務省
10-07	○	新時代の学びを支える先端技術の活用推進	未設定（実証成果等を踏まえ、令和元年度中を目途に設定予定）	未設定（実証成果等を踏まえ、令和元年度中を目途に設定予定）	- 急激な社会的変化が進むSociety 5.0の時代において、子供たちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けられるよう、先端技術の効果的な活用を通じて、教師の指導や子供の学習の質を更に高めることが必要。 - そのため、学校現場における先端技術の効果的な活用に向けた方策の検討を進めるとともに、その基盤となるICT環境整備を一層促進。 - これにより、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現。										◎					◎文部科学省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
10-08	○	デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究	デジタル教科書の教育上の効果の有無、影響の有無を把握するための実証研究の実施状況	未設定（実証研究の結果を踏まえて検討）	- 令和元年度から、必要に応じ、学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができることとなるが、学習者用デジタル教科書の使用がプラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得ることが指摘されている。 - 令和元年度より、学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、実証研究を行う。 -「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援に資するような学習者用デジタル教科書の活用を普及。										◎					◎文部科学省
10-09	○	シェアリングエコノミーサービスの普及	シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数	解決・改善された地域課題数	- 地域の課題解決や経済活性化のためにシェアリングエコノミーを活用した取組事例を取りまとめた「シェア・ニッポン100」を平成31年３月に改定。本改定では、新たに39事例を追加し、計76事例を公表した。ラグビーワールドカップ2019をはじめとした大規模イベントでの活用等が大幅に進み、取組を加速化していく環境が整いつつある。 - このような取組を行う地方公共団体等に対し、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や、シェアリングエコノミー活用推進事業等による支援を行う。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした大規模イベント開催の際に生じる施設やサービスの需給のミスマッチを解消する手段としてシェアリングエコノミーを活用し、全国各地での普及に弾みをつける。こうした取組を通じ、シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体を令和2年度中に100団体で実現するとされていた目標を1年前倒して実現する。また、地域資源を有効に活用しつつ、地域の課題解決を図る観点から、地域運営組織などの多様な地域主体による支援を通じ、共助の仕組みとしてシェアリングエコノミーの活用を進める方策について検討を行う。 - 以上のような取組を通じ、地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助と価値共創の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題の効率的かつ効果的な解決を図る。											◎		○	○	◎内閣官房、総務省、経済産業省
10-10	○	シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保	認証シェアワーカー制度（令和元年度中に制度の具体化、令和2年度中に認証開始）	未設定（制度の検討状況を踏まえ設定）	- 令和元年５月、シェアリングエコノミー検討会議の第二次報告書を取りまとめ、プラットフォーマーに対してサービスの公正性・透明性の確保を求めることなどを内容とした「シェアリングエコノミー推進加速化アクションプラン」を策定。根強く残る利用者の不安感を解消するため、同プランを速やかに実行に移していくことが必要。 - 同プランに従って、モデルガイドラインの改定内容を業界団体による認証制度に反映していくなどの取組を着実に進める。とりわけ、実際のサービス提供の主体であるシェアワーカーのスキルアップやロールモデルの確立のため、一定以上のスキルを習得したと認められる者を認証するための仕組みを令和元年度中に創設し、令和2年度に認証を開始する。 - 以上のような取組を通じ、シェアサービスの重要な担い手であるシェアワーカーの拡大や質の向上を図り、担い手の裾野拡大につなげ、シェアリングエコノミーを広く社会に浸透させる。											◎		○	○	◎内閣官房、消費者庁、総務省、経済産業省
10-11	○	テレワークの普及	令和2年に、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増	働く者にとって効果的なテレワークを推進	- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワーク・デイズやテレワーク月間の実施、ガイドラインや表彰等の周知・啓発、サテライトオフィスや必要なネットワーク環境の整備等を通じて、令和2年におけるKPIの目標値達成を図る。 - テレワークの普及に当たって、平成30年２月に厚生労働省が策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」及び平成30年４月に総務省が公表した「テレワークセキュリティガイドライン（第４版）」について、周知・啓発を図っていく。また、国家公務員については、令和２年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。これと合わせて、各府省庁は、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加（Web会議）が可能となる環境を順次整備する。また、審議会や幹部会議は原則ペーパーレスで開催する。環境の整備されている府省等においては、定例会議や幹部への説明、省内の打合せ、資料の共有、府省等間のやりとりについてもペーパーレス化に努める。さらに、テレワーク・デイズ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う。 - 働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。					○					◎		○	○	◎内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省
10-12		IT人材スキル標準の策定	ITSS＋の継続的な見直し	見直した成果の公表	- 従来のスキル標準（ITSS）が対象としている情報サービスの提供やユーザ企業の情報システム部門に関わっている既存の人材が、「セキュリティ領域」、「データサイエンス領域」、「アジャイル領域」及び「IoTソリューション領域」のスキル強化を図るための“学び直し”をするための指針として、“ITSS＋（プラス）”を平成29年4月以降に公開するとともに、今後、継続的な見直しを実施。										◎					◎経済産業省
10-13		人材育成・普及啓発等	情報処理安全確保支援士試験の受験者数	令和2年度までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超	- 第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度に新たなスキル標準の策定を開始。「産業サイバーセキュリティセンター」の設置、令和2年度の情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す。										◎					◎経済産業省
10-14		ITベンチャー創出・育成の推進（メンター制度の活用）	支援機関に対するメンター派遣回数	メンター派遣先が実施するベンチャーイベントの評価	- 平成29年度から地方公共団体や地域産業界・金融機関等の起業家支援及びメンター派遣を開始。 - 令和元年度以降も継続してメンター派遣を実施。 - これにより、機関に対する好事例を全国に横展開する等によりノウハウ強化を推進する。										◎					◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
10-15		大学の数理及びデータサイエンスに係る教育強化	センターの整備数	・拠点大学を中心とした標準カリキュラムの策定（令和2年度末までにリテラシーレベル・応用基礎レベルの策定をする） ・協力校の設置による全国の大学への普及・展開 ・数理・データサイエンス認定制度の構築（令和3年度　リテラシーレベル・応用基礎レベル認定）	－ 平成30年度は拠点校（6校）およびコンソーシアムにおいて全学的な数理・データサイエンス教育と標準カリキュラムの策定等を通じ、数理・データサイエンス教育の全国展開に取り組んだ。令和元年度からは新たに20校の協力校を整備し、標準カリキュラムを活用した全国展開の加速化を図る。										◎					◎文部科学省
10-16		Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業	育成人数	・理工系情報学科専攻協議会に参画する学科の普及率（enPiT）（令和2年度　60%） ・修了者数（データサイエンティストを育成する事業）（事業については令和元年度より開始するため、以後各大学の修了者目標を確認して設定する）	－ 平成30年度は第2期enPiT、enPiT-Proにおいて実践的な教育を推進するとともに、データサイエンティストを育成するための取組を開始した。令和元年度からはこれらの取組を引き続き実施するとともに、持続的な産学共同人材育成システム構築事業の取組を開始する。									◎					◎文部科学省
10-17		次世代の教育情報化推進事業	授業中にICTを活用して指導する能力について、「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員の割合	令和2年度以降の新学習指導要領の円滑な実施	－ 令和元年は、情報教育の推進に関する調査研究、小学校プログラミング教育に関する調査研究、高等学校情報科担当教員の指導力向上に関する取組を引き続き実施。令和2年以降、新学習指導要領全面実施（小学校から順次）。										◎					◎文部科学省
10-18		データ関連人材育成プログラム	補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比（毎年度末100%超）	研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率（毎年度末　75%超）	－ 令和元年度で事業開始3年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に行われるようにすることが必要。 － このため、平成29年度及び平成30年度に選定した計5コンソーシアムの取組が効果的に実施されるよう支援するとともに、令和元年度も新規公募を行い、取組の拡大を図る。また、平成29年度に選定した4コンソーシアムについては取組の中間評価を行う。 － これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。										◎					◎文部科学省
10-19		「セキュリティ人材活躍モデル」の構築	令和2年度までに「セキュリティ人材活躍モデル」を構築	未設定（構築するモデルの内容を踏まえて検討）	－ 企業に求められるセキュリティ機能を果たす人材の役割を、必要な知識・技能（スキル）と紐づけ、共通言語化することにより、人材の雇用・配置・外注等における企業と人材の間のコミュニケーションコストを減らし、マッチングを促進する。また、人材のニーズとシーズの見える化により、セキュリティ人材の最適活用、処遇改善につなげる。 － 令和2年度までに当該モデルの構築を目指す。企業及び人材は、当該モデルを活用することで、採用・配置等に当たってのコミュニケーションコストを減らすことができるほか、人材は、企業に求められる能力を効率的・効果的に身に着けることが可能となる。 － 当該モデルの検討は、情報処理安全確保支援士の在り方や活躍促進策と併せて検討を進めていく。										◎					◎経済産業省
10-20		ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成	産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了生の人数	産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了生の人数	－ 経済産業省では、2017年度から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。 － これまでの2年間の実施経験や受講生のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。 － これにより、ITとOT（制御技術）双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。										◎					◎経済産業省
10-21		セキュリティ標準の策定	一定の品質を備えたセキュリティサービスを掲載した情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新 IoTセキュリティガイドラインの国際標準化	未設定（令和元年度中に検討）	【情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新】 － 平成29年度に経済産業省が公表した情報セキュリティサービス基準に適合するセキュリティサービスを調査し、リストとして公表。 － 当該リストを随時更新し、リストの活用を促すことで、企業等のセキュリティ投資を促進。 【IoTセキュリティガイドラインの国際標準化】 － 平成29年度に、専門機関と連携し、ITU-T SG17会合に我が国から寄与文書を入力するなど、国際標準化の議論に参加・貢献すると共に、、我が国が主体となって ISO/IEC JTC1 SC27/WG4 にIoTセキュリティガイドラインをベースとしたIoTセキュリティ規格を提案し、国際標準化を推進。 － 令和元年度においても、引き続き、情報セキュリティ分野の国際標準化活動である ISO/IEC JTC1/SC27、ITU-T SG17等が主催する国際会合等に参加し、我が国の研究開発成果やIT環境・基準・ガイドライン等を踏まえて国際標準化を推進。										◎					◎内閣官房、経済産業省、総務省
10-22		国保・後期高齢者ヘルスサポート事業	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の支援を受けている市町村国保等数	データヘルス計画を策定している市町村国保等数	－ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドラインを平成30年3月に改定。 － 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業について、引き続き保険者の保健事業計画の策定支援や個別保健事業の実施支援、評価等を推進。											◎			○	◎厚生労働省
10-23		レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	データヘルス計画に関する研修会の開催状況（健康保険組合のデータヘルス計画の分析結果のフィードバック）	第2期データヘルス計画の各年度の実績報告を6月末までに作成し、厚生労働省に提出する健保組合数	－ データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。 － 令和元年度からは、平成30年度からのデータヘルス計画(第二期)の実績等を踏まえ、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討する。 － これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。											◎				◎厚生労働省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
10-24		健全な民泊サービスの普及	ポータルサイト利用者数	訪日外国人旅行者数	- 第193回通常国会にて「住宅宿泊事業法」が成立し、平成30年6月15日に施行された。 - 施行後も引き続き、ポータルサイト等の活用により制度周知等を行い、本法の適切な運用に努める。 - これにより、健全な民泊の普及を図る。											◎				◎国土交通省
10-25		JNTOによる訪日プロモーション事業（ICTを活用したプロモーション）	JNTOウェブサイトアクセス数	訪日外国人旅行者数	- 平成30年度においては前年に整備したJNTOオウンドメディアおよび民間から購入したデータを分析・活用することによりデジタルマーケティングを強化してきた。 - 令和元年度は、ウェブの閲覧・検索履歴、航空券購入者情報等JNTO内外のビッグデータ、SNSの分析結果等を蓄積・活用することにより、JNTOのウェブサイト上に閲覧者の属性や関心に沿ったコンテンツを自動表示することや、災害対応等の安心安全情報をJNTOのSNS等で迅速に発信するなど、個人の関心にあわせた的確な情報発信を推進する。 - これにより、訪日プロモーションの向上を図る。											◎				◎国土交通省
11-01	○	地方公共団体の計画手引の作成と計画策定支援	簡略化された計画のひな形の作成	地方公共団体の計画策定数（令和2年度：47団体（都道府県））	- 平成28年12月に施行された官民データ基本法 により、官民データ活用推進計画の策定が、都道府県については義務、市町村については努力義務とされている。特に、市町村の計画策定が進まない理由としては、人材不足から「何をすべきかわからない」ことが主な理由である（地方の官民データ活用推進計画策定に関する委員会）。 - 平成29年10月に策定した官民データ活用推進計画を策定するための手引において、計画に記載すべき事項が、最小限となるよう簡略化された計画のひな形を追加することにより、計画を策定した都道府県を中心に、市町村の計画策定推進を促す。 - これにより、計画策定を進める市町村数を伸ばす。												◎	○	○	◎内閣官房、関係省庁
11-02	○	「自治体ピッチ」の実施	自治体ピッチの開催回数	カタログサイトへのシステム等の登録数	- 地方公共団体は、それぞれが問題意識をもって官民データ活用の取組を進めており、各府省庁も様々な優良先進事例集を作成し、普及啓発を実施しているが、それぞれの地方公共団体における個別の取組では、全国的な官民データ活用まで至っていない。 - そのため、設計段階から複数の地方公共団体が参加し、開発者が複数の地方公共団体に対し、官民データを活用したシステム等を提案可能とし、地方公共団体がシステム等を共同利用することを容易にする場（自治体ピッチ）を設ける。 - これにより、全国的な官民データ活用を促進。												◎	○	○	◎内閣官房、関係省庁
11-03	○	地方公共団体における官民データ活用度の指標開発	指標開発済みの事務数	地方公共団体における官民データ活用度の把握	- 官民データ活用推進計画の策定やオープンデータの取組等、官民データ活用の取組は進んでいる一方、官民データの活用が実際に進んだことを示す客観的な指標がなく、地方公共団体において官民データの活用度を把握することが困難。 - このため、地方公共団体が処理する事務においてエンドツーエンドで、可能な限り人手を介さず、官民データを利用して処理している事務割合の把握を可能とする指標を開発。 - これにより、地方公共団体における官民データ活用度の客観的な把握を実現。												◎	○	○	◎内閣官房、関係省庁
11-04	○	地域におけるデータ利活用の環境整備	未設定（令和元年度中に検討）	地方公共団体の非識別加工情報の適正かつ効果的な活用状況	- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。 - このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みに関する相談対応や情報提供を行うとともに、非識別加工情報の活用事例を整理する等、地方の非識別加工情報に係る取組を支援。 - これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現。												◎	○	○	◎総務省
11-05		交通制約者及び歩行者の移動支援システムの開発・実証及び普及促進	高度化PICS(歩行者等支援情報通信システム）の仕様の策定	高度化PICSを運用する都道府県数	- 平成30年度も、平成29年度までの基礎調査等の結果を踏まえて、高度化PICSのモデルシステムの整備及び実証実験を実施。 - 令和元年度には、高度化PICSを導入予定の県があるため、整備までに仕様を策定。それ以降は、全国において普及が進むよう都道府県警察への働き掛けを実施。 - これにより、交通制約者等の移動支援という、超高齢社会を迎えた我が国にとって重要な社会課題の解決を期待。												◎			◎警察庁
12-01	○	国際的なデータ流通の推進			- デジタル時代の競争力の源泉であり、「21世紀の石油」と呼ばれているデータは、プライバシーやセキュリティ・知的財産等のデータの安全性を確保しながら、原則として国内外において自由に流通することが必要。 - このため、プライバシーやセキュリティ・知的財産に関する信頼を確保しながら、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT：Data Free Flow with Trust）」のコンセプトの実現に向けて、日本が議長国を務めるG20の場等を活用し、各国の共通認識を醸成する。DFFTのコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として、より多くの国との間で、デジタル貿易ルールの形成等を促進するため、電子商取引の貿易関連の側面に関するWTO交渉について、早期の交渉妥結に向け、日本がWTOにおける議論の加速化に積極的に貢献する。 - これらにより、データを安全・安心に、自由に活用できる国際データ流通を推進する。															◎経済産業省、総務省、外務省、個人情報保護委員会
12-02	○	日EU間における個人データの円滑な越境移転のための環境の整備、APECのCBPRシステムの推進及び、個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築			- 平成31年1月に日EU間の相互の円滑なデータ移転を図る仕組みが発効し、日EU間でデータが安全かつ円滑に流通する世界最大の地域が創出。また、個人データの越境移転に関する企業認証の仕組みである、APECの越境プライバシールール（CBPR: Cross Border Privacy Rules）システムについて、参加国・地域は8エコノミーに、認証企業数は27社（うち国内3社）となった（平成31年3月時点）。 - 日EU間の相互の円滑なデータ移転を図る仕組みについて、今後も引き続き、EU及びEU加盟各国の関係機関と対話や情報交換を行い、連携を深めていくとともに、国内事業者への情報提供を行い、枠組みの円滑な運用を目指す。また、APECのCBPRシステムについて、引き続き、説明会やシンポジウムの開催などの普及啓発活動を実施するとともに、関係諸外国・諸機関との連携等による参加企業数の拡大策の検討を行い、参加促進を目指す。 - また、こうした世界レベルでの個人情報保護ルール・メイキングの現状を踏まえて、国際会議や二国間の枠組み等を活用して、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進める。															◎個人情報保護委員会、総務省、経済産業省、外務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	課題・取組概要（スケジュール・効果）	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												手引		府省庁名
						10条	11条1項2項	11条3項	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
12-03	○	AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやそれによる社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資する取組に関する国際的な議論等を踏まえた検討の推進			－「AIネットワーク社会推進会議」が平成30年7月公表した「AI利活用原則案」について個々の論点に係る詳細な検討を行うとともに、経済的な側面からの検討を行う必要がある。 －「AIネットワーク社会推進会議」において、G7、G20、OECD等の国際的な議論の動向を踏まえつつ、AI利活用原則及びその内容の解説から構成される「AI利活用ガイドライン」の策定に向けて詳細な検討を進めるとともに、AIの社会実装の推進により、どのような社会経済を目指すべきか、基本的な政策や中長期的な戦略の在り方についても検討する。 － G7、G20、OECD等がAIの社会実装に向けた様々な検討を現在進めているところ、日本の検討状況や成果を提言することなどを通じてグローバルなAI社会の実現に貢献する。															◎総務省
12-04	○	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用したICTインフラの海外展開の促進	－	民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果（機構からの出資額に対する機構及び日本企業からの総出資額の比率）：2.0倍以上 海外市場への参入促進（支援案件に参加する日本企業数（出資企業＋受注関連企業））：平均2社/件以上	－ 一般に通信・放送・郵便は規制分野であり、海外で事業を行うに当たっては政治リスク（突然の制度・政策変更等）やそれに伴う需要リスクが大きく、民間金融からの資金が集まりにくいなどの課題がある。 － このため、JICTが長期リスクマネーの供給等を通じて、こうしたリスクを一部負担することで、民間資金を誘発し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。 － これまでのJICTの支援により、アジア・太平洋地域における光海底ケーブル事業、欧州における電子政府ICT基盤整備・サービス提供事業等への我が国の事業者の参画が実現。															◎総務省